

徳川家光花押文書の研究（二）

藤 井 讓 治

はじめに

第一章 酒井備後守・青山伯耆守が奉者である御内書

はじめに

第一節 年代確定・推定の前提

第二節 年代確定作業の第一階段

第三節 年代確定作業の第二階段

小括

（以上『京都大学文学部研究紀要』三八号）

第二章 將軍在職期の花押文書

第一節 年代確定・推定の諸前提

一 年紀のある文書

現在収集しえた家光関係文書のうち、家光の花押が据えられかつ年紀のある文書は、公帖四〇通、領知宛行状六通、一字状一通、柳生宗矩宛一通、計四八通である。表1はその一覧である。

そこに据えられた家光の花押は、元和九年（一六二三）、寛永元年（一六二四）、寛永二年、寛永三年と刻々と変化をみせるが、寛永七年四月一日以降の公帖から寛永十三年三月五日までの公帖まではほぼ同一である（図1参照）。敢えて区別すれば、寛永八年の六月から十月までの公帖の花押は下線部が僅かに長い。ここでは前者をA型、後者をA'型とする。これらの花押のすべてを採寸しえてはいないが、A型はおおよそ縦三・七センチ、横六・一センチ、A'型はおおよそ縦三・七センチ、横六・五センチ前後である。

この花押が大きく変化するのは、寛永十六年四月二十九日の公帖以降で、正保三年（一六四六）十二月十七日付の三河瀧山寺宛の領知宛行状^{〔I〕}に据えられた花押を除けば、それぞれの花押の差異を見出すことは困難であり、むしろなんらかの型取りをもって花押が据えられたことを予想させ、そうした目でこれらの花押を観察すると型取りのあることが確認できる。この型の花押をB型とするが、この大きさはおおそ縦四・四センチ、横九・四センチである。同様に寛永七年から寛永十三年までの公帖に据えられたA型の花押を観察すると、これらの花押もまた型取りを使用したものであることが判明する。

表1 家光花押文書（年号）

年号	月	日	書 出 し	名 乗	原	花 押	宛 名	出 典
元和 9	8	5	南禅寺住持職事	内大臣	原	40×109	剛外和尚	東福寺文書
元和 9	8	10	賀州安国寺住持職事	内大臣	原	40×105	明宗首座	東福寺文書
元和 9	8	20	真如寺住持職之事	内大臣	原	37×110	明宗西堂	東福寺文書
元和 9	8	21	参州長興寺住持職事	内大臣	原	47×112	見恕首座	東福寺文書
元和 9	⑧	5	真如寺住持職之事	内大臣	原	41×110	見恕西堂	東福寺文書
寛永 1	12	14	摂州福厳寺住持職之事	内大臣	影	57×96	元竹首座	南禅寺文書
寛永 2	1	11	禅興寺住持職事	内大臣	影	63×109	元竹西堂	南禅寺文書
寛永 2	3	10	東福寺住持職事	内大臣	原	53×91	恵宥西堂	東福寺文書
寛永 2	6	14	聖福寺住持職事	内大臣	原	55×89	玄豊西堂	近松寺文書
寛永 3	9	27	真如寺住持職事	左大臣	原	42×69	龍傑西堂	東福寺文書
寛永 3	10	1	勢州安養寺住持職事	左大臣	原	40×71	清堅首座	東福寺文書
寛永 3	10	25	真如寺住持職事	左大臣	原	39×67	清堅西堂	東福寺文書
寛永 4	8	26	光 寛永四 八月廿六	ナ シ	影	花押影	松平安芸守とのへ	済美録
寛永 7	4	1	三聖寺住持職事	左大臣	原	A	元崇首座	承天寺文書
寛永 7	5	4	承天寺住持職事	左大臣	原	A	元崇首座	承天寺文書
寛永 8	4	20	景德寺住持職之事	左大臣	原	A'	周紹首座	天龍寺文書
寛永 8	5	3	臨川寺住持職之事	左大臣	原	A	周紹西堂	天龍寺文書
寛永 8	6	2	景德寺住持職事	左大臣	原	A'	周廉首座	天龍寺文書
寛永 8	6	15	臨川寺住持職之事	左大臣	原	A'	周廉西堂	天龍寺文書
寛永 8	7	11	景德寺住持職之事	左大臣	原	A'	昌倫首座	天龍寺文書
寛永 8	7	30	臨川寺住持職之事	左大臣	原	A'	昌倫西堂	天龍寺文書
寛永 8	8	10	雲州美藏寺住持職事	左大臣	原	A	恵云首座	東福寺文書
寛永 8	9	3	真如寺住持職之事	左大臣	原	A'	恵云西堂	東福寺文書
寛永 8	9	30	円覚寺住持職之事	左大臣	原	A'	寿仙西堂	天龍寺文書
寛永 8	10	10	永福寺住持職事	左大臣	原	A'	善忠首座	東福寺文書
寛永11	8	4	陸奥国桃生小鹿流西岩	家 光	原	A	〈仙台〉中納言 み	伊達家文書
寛永11	8	4	陸奥国白川郡石河郡并	家 光	原	A	〈白川〉宰相 み	丹羽家所蔵史料
寛永11	8	4	周防国式拾万式千七百	ナ シ	原	A	長門少将 み	防府毛利家文書
寛永11	8	4	安芸国佐東佐西山県高	ナ シ	影	A	安芸侍従とのへ	済美録
寛永11	8	4	土佐国式拾万式千六百	ナ シ	原	A	土佐侍従とのへ	山内家文書
寛永12	9	9	景德寺住持職事	従一位	影	A	梵昌首座	南禅寺文書
寛永12	9	29	禅興寺住持職事	従一位	影	A	梵昌西堂	南禅寺文書
寛永12	11	15	景德寺住持職事	従一位	原	A	恵簡首座	高成寺文書
寛永12	12	6	真如寺住持職事	従一位	原	A	恵簡西堂	高成寺文書
寛永13	2	9	安養寺住持職事	従一位	原	A	永周首座	東福寺文書
寛永13	3	5	真如寺住持職事	従一位	原	A	永周西堂	東福寺文書
寛永16	4	29	南禅寺住持職事	従一位	原	B	玄英和尚	天龍寺文書
寛永16	6	12	南禅寺住持職事	従一位	原	B	棠陰和尚	東福寺文書
寛永16	7	27	景德寺住持職事	従一位	原	B	元松首座	天龍寺文書
寛永16	8	20	臨川寺住持職事	従一位	原	B	元松西堂	天龍寺文書
寛永17	8	29	天龍寺住持職事	従一位	原	B	洞叔和尚	天龍寺文書
寛永17	10	17	東福寺住持職事	従一位	原	B	円旦西堂	東福寺文書
正保 2	3	9	景德寺住持職事	従一位	影	B	梵詮首座	南禅寺文書
正保 2	4	7	禅興寺住持職事	従一位	影	B	梵詮西堂	南禅寺文書
正保 2	4	11	建長寺住持職事	従一位	原	B	玄豊西堂	近松寺文書
正保 2	6	29	円覚寺住持職事	従一位	原	B	等修西堂	天龍寺文書
正保 3	4	6	劔術無双奉仕 東照大	従一位 源朝臣	原	B	従五位下柳生 但馬守菅原宗矩	柳生文書
正保 3	12	17	東照宮御領当国額田郡	従一位	原	B'	参河国瀧山寺	瀧山寺文書

注. 原の欄の原は原本、影は影写本、写は写本を表している（以下の表同じ）。

花押の欄の数字は花押の縦横の寸法をmmで示したものであり、Aは縦37mm×横61mm、A'は縦37mm×横65mm、Bは縦47mm×横95mmの花押を示している（以下の表同じ）。

○数字は閏月を表す（以下の表同じ）。

ここでは、遅くとも寛永七年四月一日以降に型取りのある花押があらわれ、その花押が少なくとも寛永十三年三月五日までは使用され、次いで大型化した花押が遅くとも寛永十六年四月二十九日以降には使用されていることを確認し、年代確定・推定の一つの規準とする。



寛永7年5月4日公帖
(承天寺文書)



元和9年8月5日公帖
(東福寺文書)



寛永8年7月11日公帖
(天龍寺文書)



寛永1年12月14日公帖
(南禅寺文書)



寛永11年8月4日領知判物
(毛利家文書)



寛永2年6月14日公帖
(近松寺文書)



正保2年6月29日公帖
(東福寺文書)



寛永3年10月25日公帖
(東福寺文書)

図1 家光花押の変遷 (将軍襲職以降)

二 奉者の変遷

家光の御内書における奉者は、前稿⁽²⁾において、元和九年四月二十二日以降、酒井忠利・青山忠俊から酒井忠世へと交替することを明らかにした。ここでは、それ以降の家光御内書にみられる主要な奉者三人、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝、の交替時期を確定する。すでに述べたように、奉者は酒井忠世、土井利勝、酒井忠勝の順で交替をみせるが、いつどのような契機でその交替がなされたかは従来の研究では明らかにされていない。

広島浅野家の「済美録」⁽³⁾には、浅野光晟⁽⁴⁾宛の家光御内書（黒印状）四五通がそれぞれの年に収められている。年紀のない御内書を「済美録」が各年に収めるのは、たとえば寛永十年五月の御内書には「案するに此御内書御上包紙に寛永十年とあるゆゑ爰に挙く、重陽ノ御内書もこれと同じ」⁽⁵⁾とあることを根拠としており、信を置いてよいであろう。これによつて寛永

表2 「済美録」の奉者変遷

年	端午	重陽	歳暮
寛永10	忠世	忠世	—
寛永11	忠世	—	—
寛永12	利勝	—	—
寛永13	利勝	利勝	—
寛永14	利勝	利勝	利勝
寛永15	利勝	利勝	利勝
寛永16	利勝	利勝	—
寛永17	利勝	利勝	利勝
寛永18	利勝	利勝	利勝
寛永19	利勝	利勝	利勝
寛永20	利勝	利勝	利勝
寛永21	利勝	忠勝	—
正保2	忠勝	忠勝	忠勝
正保3	忠勝	忠勝	忠勝
正保4	忠勝	忠勝	忠勝
慶安1	忠勝	忠勝	忠勝
慶安2	忠勝	忠勝	忠勝
慶安3	—	忠勝	忠勝

十年以降慶安三年（一六五〇）までの奉者の一覧を作成したのが表2である。

この表によれば、忠世が奉者である下限は寛永十一年五月、利勝が奉者である上限は寛永十二年五月、下限は寛永二十一年五月、忠勝が奉者である上限は寛永二十一年九月である。このことから、忠世から利勝への交替は寛永十一年五月以降寛永十二年五月以前、利勝から忠勝への交替は寛永二十一年五月以降同年九月以前ということになる。

まず酒井忠世から土井利勝への交替についてみてみよう。土井利勝が家光付の老中となるのは寛永九年一月十日のことであるが、同年一月二

表3 家光の御内書発給可能数

期 間	奉者	端午	重陽	歳暮
元和9年重陽—寛永3年端午	忠世	3	3	3
寛永3年重陽—寛永11年端午	忠世	8	8	8
寛永11年重陽—寛永21年端午	利勝	10	10	10
寛永21年重陽—慶安3年歳暮	忠勝	6	7	7
計		27	28	28

表4 徳川頼宣・蜂須賀忠英・山内忠義宛御内書

宛 名	奉者	端午	重陽	歳暮
紀伊中納言(徳川頼宣)	忠世	3	3	3
紀伊大納言(〃)	忠世	8	5	7
紀伊大納言(〃)	利勝	9	10	9
紀伊大納言(〃)	忠勝	6	8	6
大納言宛の計		23	23	22
松平阿波守(蜂須賀忠英)	忠世	1	2	3
阿波侍従(蜂須賀忠英)	忠世	7	5	5
阿波侍従(〃)	利勝	10	9	9
阿波侍従(〃)	忠勝	6	8	5
侍従宛の計		23	20	19
松平土佐守(山内忠義)	忠世	0	0	1
土佐侍従(山内忠義)	忠世	3	2	4
土佐侍従(〃)	利勝	7	8	7
土佐侍従(〃)	忠勝	5	8	4
侍従宛の計		15	18	15

注. 「御内書写」「蜂須賀家文書」「土佐山内家文書」により作成。

十四日に秀忠が死去するまでは秀忠付の老中として活動しており、利勝が奉者となる可能性は早くとも寛永九年一月二十四日以降である⁽⁶⁾。また、酒井忠世は、寛永十一年閏七月二十三日の江戸城西丸失火以降、老中連署奉書に加判することなくなり、老中の地位を退いており、この事件以後に奉者である可能性はほぼない⁽⁷⁾。利勝が忠世失脚直後の寛永十一年九月の重陽の御内書から奉者となったするにはなお十分ではないが、ひとまずこの忠世の失脚が奉者交替の契機となったとみておこう。

忠世失脚後の家光付筆頭老中の地位には利勝が就くが、利勝から忠勝への交替期とされる寛永二十一年五月から九

月の間における利勝の動向をみると、寛永二十一年七月十日に利勝が死去して⁽⁸⁾おり、利勝の死が奉者交替の契機とみなしえる。

こうした点を念頭において、家光の御内書が比較的多く残されている文書群から、この表2の信頼性の確認と元和末年・寛永前期をも含めた端午・重陽・歳暮の御内書の奉者を確定していく。

端午・重陽・歳暮の御内書は同一人に対して同一年には一通しか出されないことを前提とすれば、家光が將軍となった元和九年七月二十七日以降死去する慶安四年四月二十日以前に端午・重陽・歳暮の御内書の発給可能な通数は、表3に示したとおり、端午二七通(内寛永三年八月以降二四通)、重陽二八通(内寛永三年八月以降二五通)、歳暮二八通(内寛永三年八

月以降二五通)である。ここで寛永三年八月という年月を区分として取上げたのは、この年の秀忠・家光の上洛に供奉した大名の多くが、寛永三年八月十九日に位階・官職を上昇させているからである。

表4は、この時期の御内書を比較的多く含む文書群について、宛名と奉者の違いを前提に、端午・重陽・歳暮の残された御内書の数を示したものである。この表の数字と発給可能な通数とを比較すると、端午については、寛永三年八月十九日に大納言となった徳川頼宣の中納言時代⁽⁹⁾のものが三通あり、寛永三年端午までの可能数三通と一致し、かつ奉者はすべて忠世である。このことは、同一人物年一回発給という点を踏まえれば、これら三通が元和九年、寛永元年、二年いずれかの年のものであり、かつこの三年間の奉者は忠世であったことを示している。

同様の手続きでみていくと、奉者が忠世で「紀伊大納言」宛の端午の御内書、奉者が忠世で「紀伊大納言」宛の御内書の通数は可能通数と同数である。このことは寛永四年以降寛永十一年閏七月二十三日の忠世失脚までの八年間八回にわたって忠世が御内書の奉者であったことを示し、また正保二年以降慶安三年四月二十日の家光死去までの六年間六回にわたって忠勝が奉者であったことを示している。奉者が利勝で「紀伊大納言」宛の御内書は九通と可能通数を一通下回るが、表2で示した浅野光晟宛のもの、「阿波侍従」⁽¹¹⁾宛のものが一通あり、寛永十二年以降寛永二十一年七月十日の利勝死去までの一年間一〇回にわたって利勝が奉者であったことを示している。

以上明らかにした各奉者の最大値を合計すると端午の御内書は二四通となり、その通数は可能数と一致し、端午の御内書が毎年出されたことを裏付けるとともに、寛永十一年の端午までは忠世が、寛永十二年以降寛永二十一年までは利勝が、正保二年以降慶安三年までは忠勝が奉者であったことが確定する。

重陽の御内書については、「紀伊中納言」宛で忠世が奉者であるものが三通あり、頼宣の大納言任官が寛永三年八月十九日であること、忠世の奉者就任が元和九年四月二十二日以後であることから、これらの御内書は元和九年、寛永元年、二年

のいずれかの年のものとなり、この間の奉者は忠世であったことが確定する。寛永三年以降については、忠世が奉者であるものについては可能通数と残されたものが一致する例はない。奉者が利勝のものは「紀伊大納言」宛のものが一〇通あり可能通数と一致し、先の忠世から利勝への奉者交替を忠世の失脚した寛永十一年閏七月とする根拠となる。忠勝が奉者であるものは、既に触れた浅野光晟宛のものが七通と一致するが、「紀伊大納言」宛、「阿波侍従」宛、「土佐侍従」宛⁽¹³⁾のもの⁽¹⁴⁾いずれもが可能数より一通多い。そこにはなんらかの事情のあることが推定されるが、ひとまずおくことにする。

歳暮の御内書については寛永三年以前のものについては「紀伊中納言」宛で奉者が忠世であるものが三通あり、可能通数と一致し、この間の奉者が忠世であったことが確定する。また正保元年以降慶安三年までは浅野光晟宛のものの奉者が忠勝であることから奉者は確定する。それ以外の期間については、可能数のほうが残された御内書の数よりいずれも多く、ここから奉者を確定しえない。

一先ず棚上げにしていた重陽の御内書について検討することにしよう。家光の死去する慶安四年四月二十日までに重陽の御内書に忠勝が奉者となる可能性は最大で七年七回である。いっぽう、忠勝が奉者で「紀伊大納言」宛、「阿波侍従」、「土佐侍従」宛の重陽の御内書はそれぞれ八通残されており、これら八通がすべてこの時期のものであるとすれば、「済美録」をもととした表2の信頼性は揺らぐことになる。

ところで「島津家文書」⁽¹⁵⁾には次のような御内書が残されている。なお、以下、家光御内書を引用する場合には「」内に引用した御内書の通番号を記し、その後()内に後掲表7、表14の家光將軍襲職後の御内書一覧の番号を付した。

「御内書1」(島津17)

為重陽之嘉祝、小袖五被相送之、欣悦之至候、猶酒井讃岐守可申候、謹言、^(忠勝)

九月八日家光(花押A)

(島津家久)
薩摩

中納言ぬ

この御内書の奉者は「酒井讃岐守」であり、宛名である「薩摩中納言」は島津家久において他にはない。⁽¹⁶⁾ 家久が寛永十五年二月二十三日に死去したことを踏まえれば、寛永二十一年九月以降奉者となる忠勝が家久宛の御内書の奉者であることは不可能である。そこで、家久宛のこの御内書に据えられた家光の花押に注目すると、それは、忠勝が奉者となって以降の花押(B型花押)とは大きく異なり、寛永三年以降遅くとも寛永十五年以前のものである。また先述したように寛永十一年以降寛永二十一年までの重陽の御内書の奉者はすべて土井利勝であることが確定しているので、島津家久宛の御内書の年代は寛永十年以前のものとなる。こうした事実を整合的に説明するためには、寛永十年以前のいずれかの年になんらかの事情で忠勝が忠世に替って奉者を勤めたとみることが最も妥当であろう。そこで、寛永三年から十年までの間の家光と忠世の居所を調べてみると、九月初旬に家光と忠世の居所が大きく異なる年が一年だけみつかると、『本光国師日記』⁽¹⁷⁾寛永七年九月四日条に「^(酒井忠世)うた殿・^(土井利勝)お、い殿迎二、日岡迄出ル、京衆・驢庵各同道、行器樽以下持スル」とあり、寛永七年九月四日には、忠世は土井利勝とともに山科日岡で京都にいた崇伝の出迎えを受けている。この時の上洛は、後水尾天皇讓位後の仕置のためのものであり、ことの終った十月二十九日に京都を離れている。⁽¹⁸⁾ この間、家光は江戸を動いていない。すなわち、この年忠世は在京のため重陽の御内書の奉者を勤めることはできず、この時点で家光付年寄で忠世に次ぐ地位にあった忠勝が奉者となったとみることができる。

島津家久宛と同様の事例が、「松平少将(毛利秀就)⁽¹⁹⁾」宛の重陽の御内書⁽²⁰⁾においてもみられる。

「御内書2」(毛利14)

為重陽之佳節、小袖五到来、歡入候、猶酒井讃岐守可申候也、
^(忠勝)

九月八日家光(花押A)

(毛利秀就)
長門少将

毛利秀就寛永三年八月十九日少将に任官するの
で、この御内書はそれ以降のものである。また、後
述するが少将への書札礼が寛永九年一月二十四日以
降、花押から黒印へと薄礼化する。この二点からこ
の御内書は寛永三年以降寛永八年以前のものであり、

表5 家光御内書の奉者変遷

年度	端午	重陽	歳暮
元和9	—	世忠	世忠
元和10	世忠	世忠	世忠
寛永2	世忠	世忠	世忠
寛永3	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永4	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永5	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永6	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永7	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永8	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永9	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永10	世忠	(世忠)	(世忠)
寛永11	世忠	利勝	(利勝)
寛永12	利勝	利勝	(利勝)
寛永13	利勝	利勝	(利勝)
寛永14	利勝	利勝	(利勝)
寛永15	利勝	利勝	(利勝)
寛永16	利勝	利勝	(利勝)
寛永17	利勝	利勝	(利勝)
寛永18	利勝	利勝	(利勝)
寛永19	利勝	利勝	(利勝)
寛永20	利勝	利勝	(利勝)
正保1	利勝	忠勝	忠勝
正保2	忠勝	忠勝	忠勝
正保3	忠勝	忠勝	忠勝
正保4	忠勝	忠勝	忠勝
安永1	忠勝	忠勝	忠勝
安永2	忠勝	忠勝	忠勝
安永3	忠勝	忠勝	忠勝
安永4	—	—	—

本来であれば忠世が奉者でなければならないが、島津家久宛の御内書と同様に、忠世が不在であったため忠勝が奉者を一時的に勤めた寛永七年のものとみなしえる。

このように寛永七年の重陽の御内書の奉者が忠勝であったことを踏まえれば、先に指摘した「紀伊大納言」宛、「阿波侍従」宛、「土佐侍従」宛の御内書の数が一通多すぎるという問題点も、徳川頼宣の大納言任官、蜂須賀忠英・山内忠義の侍従任官がともに寛永三年八月十九日であり八通のうち一通を寛永七年のものとするに支障のないことから、解消する。さらに、八通のうちいずれの御内書が寛永七年のものかは後述する侍従への書札礼の変化から特定しうるがここでは内一通が寛永七年のものであることのみ指摘するに止める。このことにより他の七通の重陽の御内書は寛永二十一年以降のものであり、忠勝が少なくとも寛永二十一年以降慶安三年までの七年間の重陽の御内書の奉者であったことの証左となる。以上の検討結果を表化したのが表5である。なお()内の奉者名は推定である。

以上の検討を踏まえ、奉者の忠世から利勝への交替が寛永十一年閏七月二十三日の忠世の失脚、利勝から忠勝への交替が寛永二十一年七月十日の利勝の死を契機としたものであったことを、ここでの結論とし、御内書の年代確定・推定の一つの

前提とする。

三 寛永九年の書札礼の薄礼化

家光の書札礼の全貌については、第三章で分析するが、ここでは、年代確定・推定の作業のために、寛永九年にみられる書札礼の薄礼化の事実を明らかにしておく。

まず奉者が忠世で「少将」宛の書札礼を検討する。表6は、各少将ごとに家光御内書の数を示したものである。これらの御内書は、奉者が忠世であることからすべて元和九年四月二十二日以降寛永十一年閏七月二十七日以前のものである。とすれば「米沢少将」は寛永三年八月十九日に少将に任じられた上杉定勝⁽²¹⁾、「豊前少将」は寛永三年八月十九日に少将に任じられた上杉定勝⁽²²⁾、「豊前少将」は同年月日に少将に任じられた細川忠利⁽²³⁾、「長門少将」は同年月日に少将に任じられた毛利秀就である。「肥後少将」は寛永九年十月四日に肥後熊本を拝領した細川忠利のことである。いずれも少将任官が寛永三年八月十九日であったことより、これらの御内書はそれ以降のものとなる。さらに、細川忠利が「豊前少将」から「肥後少将」に呼称を変えるのは、肥後熊本拝領日以降のことであり、「肥後少将」宛

表6 奉者が忠世で「少将」宛家光御内書

宛名	員数	花押	黒印
米沢少将(上杉定勝)	6	5	1
豊前少将(細川忠利)	14	12	2
肥後少将(細川忠利)	2	0	2
長門少将(毛利秀就)	18	10	8

の二通はいずれも寛永九年十月四日以降のものとなる。

ところで、この表に示したように同一官職・同一人物であっても花押が据えられているものと黒印が捺されているものがある。書札礼では一般に花押使用の方が黒印使用のものより厚礼である。発給者と受給者のいずれかの地位の変動により書札礼は変化する。とすれば、書札礼における礼の厚薄を示す花押使用と黒印使用の御内書の存在は、將軍家光あるいは各「少将」のいずれかに地位の変動が生じたことを示している。

そこで、寛永三年から寛永十一年の間における両者の地位を変化をみてみると、家光は一貫して將軍の

地位にあり、官位も従一位左大臣と変化はない。また、上杉定勝・細川忠利・毛利秀就の三人の「少将」とも、細川忠利が豊前小倉三〇万石から肥後熊本五四万石へと領知を増したほかは、位階・官職とも変化はない。このように位階・官職の面での変化はなく、そこからは書札札の変化の理由を明らかにしえない。

次に、寛永九年十月以降のものである「肥後少将」宛のものに注目すると、二通すべてが黒印であり、花押のものは一通もない。このことは、花押使用から黒印使用へと変化したことを想定させ、書札札が厚札化の方向ではなく薄札化の方向で変化したことを示している。

また、黒印の捺された毛利秀就宛の御内書には端午のものが三通、重陽のものが二通、歳暮のものが二通あるが、こうした残存状況は、忠世の奉者たりうる下限が寛永十一年閏七月であることを踏まえれば、少なくとも寛永九年五月までには花押から黒印に変化したことを示している。

さらに、この推定が蓋然性をもつものであることとその変化の時期を探るために、年代の確定しうる御内書を素材として検討する。

〔御内書3〕（細川家文書）

就帰国、使者、殊白熊三十頭并巻物二十到来欣覚候、猶酒井雅楽頭可述候也、

（忠世）

五月十四日（黒印）○印文「家光」

（細川忠利）
豊前少将

この御内書は、忠世が奉者であること、細川忠利の寛永三年八月十九日の少将任官、寛永九年十月四日の豊前小倉から肥後熊本への転封、これらの事実から寛永三年八月十九日以降寛永九年十月四日以前のものとなる。ついで本文の「就帰国」とあるのに注目すると、忠利の帰国はこの間に三度あり、寛永四年は十二月八日、寛永六年は十二月五日、寛永九年は三月

四日に小倉着であり、この御内書の日付五月十四日からすれば、寛永九年のものと推定され、毛利秀就宛の御内書の残存状況から花押から黒印への変化は遅くとも寛永九年五月以前とした点とも矛盾しない。

つぎに、上限について検討しておこう。次にあげる御内書も細川忠利宛のものである。

〔御内書 4〕（細川 8）

今度就縁辺之儀、使者、殊拾十到来、歛入候、委曲酒井雅楽頭可申候也、

（忠世）

六月廿五日（花押）

（細川忠利）

豊前少将

この御内書は、忠世が奉者であること、細川忠利の寛永三年八月十九日の少将任官、寛永九年十月四日の豊前小倉から肥後熊本への転封、これらの事実から寛永三年八月以降寛永九年以前のものとなる。ついで本文の「就縁辺之儀」と、寛永七年四月十四日付細川忠興宛細川忠利披露状に「六縁辺之儀、大炊殿・讃岐殿・播磨殿・外記殿へ御数寄なされ候処、
（秀忠・家光）
上様御感被成相済候由、忝々忝儀も満足も無申計候」とあるのが符合することから、この御内書は寛永七年のものと推定できる。このことから寛永七年六月二十五日の時点では花押から黒印への変化はみられないことが確認できる。

書札礼の薄礼化は、「中納言」宛のものでもみられる。名乗・花押・殿書においては変化がみられないが、物を送られたことの表現が「被相贈」「被相送」から「到来」へと変化する。島津家久宛の御内書でその点を確認しておこう。

〔御内書 5〕（島津 18）

（秀忠）

今度相国様就御不例之儀、使者、殊品々如目録被相贈之、寔愀意之段歛然之至候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、

（忠世）

十月十四日家光（花押）

(島津家久)
薩摩

中納言ぬ

〔御内書6〕(島津25)

所労然与無之由無心元候、長々之煩候之間、能々保養肝要候、将又為見廻差越使者、并伽羅十斤到来、念之入候段、欣悦候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、
(利勝)

九月七日家光(花押)

(島津家久)
薩摩

中納言ぬ

前者の御内書は、忠世が奉者であること、島津家久の寛永三年八月十九日の中納言任官から寛永三年以降寛永十年以前のものとなり、かつこの間の秀忠の「不例」から寛永八年のものと確定する。後者の御内書は、本文に「為見廻差越使者、并伽羅十斤到来」とあること、「江戸幕府日記」寛永十四年九月十日条の「就御不例松平大隅守ヨリ島津図書差越并伽羅十斤進上之、依之被成 御内書御直判云々御病後始テ」とある記事とが一致することから、寛永十四年のものである。前者では「被相贈」と相手への尊敬表現を含むが、後者では単に「到来」と薄礼化した表現が用いられている。

以上、「少将」宛と「中納言」宛の書札礼について検討したが、「少将」宛の御内書にみられた花押から黒印への書札礼の薄礼化は寛永七年六月以降寛永九年五月十四日以前の期間に起ったこと、さらに「中納言」宛の「被相贈」から「到来」への薄礼化も同時に起ったとすれば、その時期は寛永八年十月十四日以降のこととなり、両者を併せ考えれば、書札礼の薄礼化は寛永八年十月十四日以降、寛永九年五月十四日以前に生じたこととなる。この間に少将であった上杉定勝・細川忠利・毛利秀就の地位、中納言であった島津家久の地位は下降してはいないので、この書札礼の変化は家光の地位の上昇によるも

のと考えざるをえない。家光の官位における地位上昇はこの間みられないことはすでに述べたが、この僅かの間における家光の地位の変化は、寛永九年一月二十四日の大御所秀忠の死をおいて外にはなく、書札札の薄札化の契機は秀忠の死とそれまで秀忠の手にあった実権の家光による掌握にあったと見做してよであろう。すなわち、この寛永九年一月二十四日の秀忠の死を機に書札札が薄札化したと推定される。

四 A型B型花押の成立

年紀のある文書にみられる花押の変遷、奉者の変遷、寛永九年における書札札の薄札化を念頭において、無年号の花押が据えられた御内書をおおよそ年代順にならべると、端午・重陽・歳暮など恒例の祝儀に関する御内書に据えられた花押は先にあげた年紀のある文書に据えられた花押の変遷と対応するのに対し、恒例ではない音信の礼状、帰国の挨拶への返書、鷹野・日光社参などの見舞への返書など、個別に生じた用件への返書に据えられた花押は年紀のある文書や恒例の御内書に据えられた花押と基本的な構成には違いないが、概して大きさや形において微妙な差をみせる。この点については後述することとし、ここでは恒例の御内書に主として据えられたA・A'型の花押の成立時期とA・A'型からB型への変化の時期を明らかにする。

まず最初に、時期的には逆となるがA・A'型からB型へと変化する時期からみていくことにする。家光が將軍であった時期の松平忠昌宛の御内書は一四通⁽²⁷⁾残されているが、そのうち年代を特定できるものが二通ある。その一通は、十二月二十八日付の歳暮の御内書である。

〔御内書7〕（松平7）

為歳暮之祝儀、小袖五到来、悦覚候、^(利勝)猶土井大炊頭可述候也、謹言、

十二月廿八日家光(花押A)

(松平忠昌)

越前

宰相

「越前宰相」は、寛永三年八月十九日に正四位下参議に叙任した松平忠昌⁽²⁸⁾のことであり、奉者が利勝であることから、寛永十一年以降寛永二十年以前のものであるが、書札札や官位等からこれ以上年代幅を縮めることはできない。しかし幸いなことに、この御内書の包紙には「寅 御歳暮ノ御奉書 卯二月朔日高屋善右衛門[△]請取」とあり、寛永十一年から寛永二十年の間で「寅」年は寛永十五年をおいて他になく、この御内書は寛永十五年のものであることが確定する。さらに、この御内書に据えられた花押はA型の花押であり、少なくとも寛永十五年十二月の歳暮の御内書まではこのA型が使用されたことが確定する。

一方、B型花押の初見は表1にあげたように玄英和尚を南禅寺住持職に補した寛永十六年四月二十九日付の公帖であり、この二点からB型花押は、寛永十五年十二月二十八日以降寛永十六年四月二十九日以前に成立したことになる。

次の史料は、この期間をわずかではあるが縮めてくれる。「近衛家文書」⁽²⁹⁾には、B型花押が据えられた四月二十日付の沢庵宛の次のような御内書が残されている。

〔御内書8〕(近衛1)

今度蟹玉柏之名石并御香合等拝受、殊更宸翰之尊詠被相添被下之儀、寔以不浅 叡慮之段、忝次第難申尽令存候、以使
者御礼可申上之处、御内証之旨承候之際、還而如何与存、不克其義間、此由連々以達 叡聞候様可被相斗候也、謹言、

四月廿日家光(花押B)

沢庵和尚

この御内書に使用されている花押はB型の花押であり、寛永十五年十二月以降のものである。この前後の沢庵の居所をみ

ると、寛永十三年十一月に江戸を発ち、翌十四年閏三月江戸に下り、十五年七月上洛、翌十六年四月に江戸に戻り、数年を江戸に過ごし、寛永二十一年六月上洛、九月に江戸に戻り、翌正保二年十二月十一日に死去した。⁽³⁰⁾ こうした沢庵の動向からすれば、この御内書は寛永十三年か十六年のどちらかの年のものと思われる。他方、「後水尾院御集」⁽³¹⁾に「寛永十六年三月 かしはの葉乃かたしたる石を將軍家光公につかはさるとて 色にこそあらはれすとも玉かしハかふるにあかぬこゝろとハ見よ」と寛永十六年三月に後水尾上皇が家光に名石を贈ったとの記事があり、本文に「今度蟹玉柏之名石并御香合等拝受（中略）叡慮之段忝次第」とあることと符号し、本御内書が寛永十六年のものであることは動かない。とすれば、B型花押は遅くとも寛永十六年四月二十日以前に成立していたことになる。

すなわち、B型花押使用開始時点を特定できないものの、この花押は寛永十五年十二月二十八日以降寛永十六年四月二十日以前に成立したことが明かとなる。

つぎにA型の花押の成立時期を検討しよう。先述したように島津家文書、毛利家文書中の忠勝が奉者である重陽の御内書は寛永七年のものである。これらに据えられた花押は、ともにA型の花押であり、このことから少なくとも寛永七年九月八日以前にこの花押が成立していたことが明らかとなる。なお、島津家文書の家光御内書に据えられた花押を観察すると、A型・A'型の花押ともに花押の外郭が型取りされたものであることが判明する。いまその型取りがどのような手法でなされたかを明らかにしないが、型を用いた花押の使用例としても注目される。なお、後年の例からすれば、柘植を素材とした縁取りの印判が使用されたと考えることも十分可能である。

次に、毛利家文書には花押を据えた「長門少将」宛の重陽の御内書が四通あり、先の忠勝が奉者であるもの以外はいずれも忠世が奉者である。またすでに明らかにしたように少将宛の御内書は寛永九年以降薄礼化し黒印状となることから、これらの御内書は、寛永八年以前のものである。これら三通のうちA型の花押が据えられている御内書は二通あり、寛永七年に

は忠勝を奉者として重陽の御内書が出されていることが明かとなっていることから、少なくとも寛永六年九月にはこの花押が成立していたといえよう。

このことを前提に恒例の御内書ではないが、年代を特定できる御内書のなかでこのA型花押を使用している例を拾ってみると、次にあげる細川忠利宛の四月十八日付の御内書に行き当たる。

〔御内書9〕（細川7）

就日光社参、使者、殊給五到来、悦入候、（忠世）猶酒井雅楽頭可申候也、

四月十八日（花押A）

（細川忠利）
豊前少将ゐ

この御内書は、寛永三年八月十九日の忠利の少将任官、少将の書札札の寛永九年一月二十四日以降の花押から黒印への薄礼化とから、寛永四年以降八年以前のものである。さらに本文に「就日光社参、使者」とあることに注目すれば、家光のこの間の日光社参は寛永五年と六年の二度あり、寛永五年は四月二十二日江戸発、五月一日還御、六年は四月十三日江戸発、四月二十一日還御であり、（32）どちらとも決しがたい。しかし「使者」とあることから忠利は在国と推定され、寛永五年は在国、六年は在府であることから、本御内書は寛永五年のもと推定される。

さらに、島津家文書中の「薩摩中納言」宛の四通の端午の御内書は、（33）島津家久の寛永三年八月十九日の中納言任官、寛永九年の書札札の薄礼化とから、いずれも寛永四年以降寛永八年以前のものである。この四通のうち島津12・13・14にはいずれもA型あるいはA'型の花押が使用されているが、島津11は大きさはそれほどかわらないが、上線の起筆が縦に入る花押が使用されている。このことと細川家文書で確定したようにA型花押の成立が寛永五年四月十八日以前であること、さらに恒例の御内書にはA型花押成立以降はこの花押が使用されたとするならば、島津11は寛永四年のものとなり、A型花押は

寛永四年五月三日以降寛永五年四月十八日以前に成立したことになる。なお、島津11が寛永四年のものと推定されたことによつて、島津12・13・14は寛永五年以降寛永八年以前のもとなる。

つぎに、細川家文書の三通（細川1・細川2・細川3）の年頭の御内書を検討する。忠利の寛永三年八月十九日の少将任官と、寛永九年一月二十四日以降の少将宛御内書における書札札の薄札化とから、これらの御内書は、寛永四年以降寛永九年以前のものである。さらに細川1と細川2はA型花押を使用していないことと、A型花押成立以降は年頭の御内書においてもA型（A'型）花押が使用されたとすれば、この二通の御内書は寛永五年四月以前のもの、すなわちどちらかが寛永四年のものが寛永五年のものとなる。このことは、A型花押が寛永五年一月七日以降に成立したことを示しており、A型花押の成立は寛永五年一月七日以降寛永五年四月十八日以前であることができる。

なお、島津家文書の端午の御内書、細川家文書の年頭の御内書による年代推定には、A型・A'型花押の成立以降、年頭・端午といった恒例の御内書にはA型あるいはA'型が使用されたという前提があり、この点が崩れればこの型による年代推定はこのままでは成立し難くなる。

A型とA'型について検討を加えておこう。両者は、高さおよび縦線左右の膨らみの点ではほとんど差異を認めがたいが、下線の長さ、ことに右下部の膨らみと下線とが交わる点から右端までの長さに差異が認められ、A'型のほうが五ミリ前後長い。また、このA'型は寛永八年の公帖に特徴的にみられるが、同一の包紙に収められた寛永八年六月二日付周廉首座宛の公帖と同年六月十五日付周廉西堂宛の公帖は、同じ時に発給されたと推定されるが、前者の花押は縦三・七センチ、横六・七センチに対し、後者の花押は縦三・七センチ、横六・三センチと花押の下線の長さに四ミリ程度の差がみとめられる。このように花押の変化を云々するにはその差は小さく、ここではA'型の花押が寛永八年ころにみられることのみを確認するに止める。

第二節 恒例の御内書を中心とした年代推定

表7・13は、端午・重陽・歳暮などの恒例の御内書を多く含む文書群を取りあげ、前節での年代確定・推定の諸前提を念頭におきつつ作成した將軍時代の家光花押御内書の宛名別一覧である。なお、各表の年号の欄には分析の結果推定したものを予め記入した。

一 島津家文書の御内書

家光の將軍襲職以降の島津家久宛家光御内書は、三三通残されている(表7)。このうち六通が「薩摩宰相」宛、残る二七通が「薩摩中納言」宛のものである。家久の宰相から中納言への昇進が寛永三年八月十九日であること、酒井忠世が奉者であることから、島津1から島津6までの御内書は、元和九年四月二十二日以降寛永三年八月十九日以前のもとなる。

〔御内書10〕(島津1)

為改年之嘉慶、被差越使者、殊太刀一腰馬代黄金二十両被相送之、欣然之至候、(忠世)尚酒井雅楽頭可申候、謹言、

正月八日家光(花押)

(島津家久)

薩摩

宰相

〔御内書11〕(島津2)

為改年之慶賀、太刀一腰馬代黄金二十両被相送之、喜悦之至候、委曲酒井雅楽頭可申候、(忠世)謹言、

正月十二日家光(花押)

表7 家光花押御内書（島津）

NO	年 号	月 日	書 出 し	尊 末 名 乗	原	花 押	奉 者	宛 名
島津1	(寛永2)	1 8	為改年之嘉慶被差越使被	謹家光	原	55×95	雅楽	〈薩摩〉宰相 _ぬ
島津2	(元和10)	1 12	為改年之慶賀太刀一腰被	謹家光	原	42×112	雅楽	〈薩摩〉宰相 _ぬ
島津3	(寛永3)	5 4	就国本下着使者殊沈香被	謹家光	原	41×72	雅楽	〈薩摩〉宰相 _ぬ
島津4	(寛永2カ)	5 5	為重五之札節帷子単物被	謹家光	原	52×96	雅楽	薩摩宰相 _ぬ
島津5	(元和9)	11 28	遠路被差越使者殊虎皮被	謹家光	写	花押	雅楽	〈薩摩〉宰相 _ぬ
島津6	(寛永1カ)	12 25	為歳暮之嘉祥小袖十夜被	謹家光	原	53×90	雅楽	〈薩摩〉宰相 _ぬ
島津7	(寛永4カ5)	1 7	為改年之嘉兆太刀一腰被	謹家光	原	34×61	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津8	(寛永5-8)	1 8	為改年之嘉儀太刀一腰被	謹家光	原	A	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津9	(寛永4カ6)	2 7	其国之硫黄并両種如目被	謹家光	原	40×65	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津10	(寛永4カ6)	4 5	為音信使者殊赤貝之漬被	謹家光	原	37×67	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津11	(寛永4)	5 3	為端午之嘉儀帷子単物被	謹家光	原	37×62	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津12	(寛永5-8)	5 4	為端午之祝詞帷子単物被	謹家光	原	A'	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津13	(寛永5-8)	5 4	為端午之嘉儀帷子単物被	謹家光	原	A	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津14	(寛永5-8)	5 4	為端午之嘉兆帷子単物被	謹家光	原	A	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津15	(寛永4カ6)	7 18	遠路使者殊虎皮二枚并被	謹家光	原	38×59	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津16	(寛永5カ6カ8)	9 7	為重陽之祝儀小袖五被	謹家光	原	A'	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津17	(寛永7)	9 8	為重陽之嘉祝小袖五被	謹家光	原	A	讃岐	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津18	(寛永8)	10 14	今度相国様就御不例之被	謹家光	原	38×61	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津19	(寛永3カ4)	12 28	為歳暮之祝儀小袖十被	謹家光	原	39×75	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津20	(寛永5-8)	12 27	為歳暮之嘉儀小袖十被	謹家光	原	A	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津21	(寛永5-8)	12 27	為歳暮之佳儀小袖五重被	謹家光	原	A'	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津22	(寛永9カ10)	9 8	為重陽之祝儀小袖五到	謹家光	原	A'	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津23	(寛永9カ10)	12 27	為歳暮佳慶小袖到来	謹家光	原	A	雅楽	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津24	(寛永12-14)	5 4	為端午之祝儀帷子単物到	謹家光	原	A	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津25	(寛永14)	9 7	所劳然与無之由無心元到	謹家光	原	40×61	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津26	(寛永11-14)	9 7	為重陽慶事小袖五到来	謹家光	写	花押	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津27	(寛永11-14)	9 7	為重陽之祝儀小袖五到	謹家光	写	花押	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津28	(寛永11-14)	9 8	為重陽嘉儀小袖五到来	謹家光	原	A	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津29	(寛永13)	10 8	所劳之由無心許候就其一	謹家光	原	40×62	ナシ	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津30	(寛永11カ13カ14)	10 25	為音信其国之硫黄二十到	謹家光	原	37×67	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津31	(寛永14)	10 29	長々所劳如何無心許候一	謹家光	原	44×76	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津32	(寛永11-14)	12 27	為歳暮之祝儀小袖十到	謹家光	原	A	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ
島津33	(寛永11-14)	12 27	為歳暮嘉祝小袖十到来	謹家光	原	A	大炊	〈薩摩〉中納言 _ぬ

注. 奉者の欄の雅楽は酒井忠世、大炊は土井利勝、讃岐は酒井忠勝のことである（以下の表同じ）。

尊の欄の被は「被相送」、到は到来、給は送給を示したものである（以下の表同じ）。

末の欄の恐は恐々謹言、謹は謹言、也は候也を示したものである（以下の表同じ）。

「島津家文書」「薩藩旧記雑録」により作成。

（島津家久）
薩摩
宰相_ぬ

島津⁽³⁴⁾1 および島津2はと
もに年頭の御内書であり、
家久の官位と奉者から元和
十年、寛永二年、寛永三年
のいずれかの年のものでは
る。島津2は、花押の変遷
からすれば寛永元年十二月
以降の花押とは大きく異な
り、元和九年閏八月以前の
花押に極めて近く、元和十
年のものと見做しえる。一
方、島津1の本文には「被
差越使者」とあり、家久の
在国が知られる。そこで、
この三年の一月時点での家
久の居所をみると、元和十

年は国元、寛永二年は前年十一月に国元を発つが途中の海上が荒れようやく寛永二年四月十二日に江戸に到着、寛永三年は一月初め江戸発、三日一日鹿兒島着である。⁽³⁵⁾とすれば、島津1は元和十年あるいは寛永二年のものとなり、かつ島津2が元和十年のものであることに加え同一年に二度年頭の祝儀に関する御内書が出ることはありえないことから、この御内書は寛永二年のものとなる。

「御内書12」(島津3)

就国本下着、使者、殊沈香五斤并其国之茶碗焼物品々被相送之、遠路入念之段、欣然之至候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、
(忠世)

五月四日家光(花押)

(島津家久)

薩摩

宰相ゑ

『島津家文書』九一四ではこの御内書を寛永三年のものとする。確認のため検討を加えておくと、年代推定の諸前提から、元和十年、寛永二年、寛永三年のいずれかの年のものである。本文に「就国本下着」とあることと、この間家久は、元和九年は六月には在京、閏八月までに帰国、翌寛永元年は十一月に国元発、寛永二年四月十二日江戸着、寛永三年一月初め江戸発、三月一日鹿兒島着であることから、本御内書は寛永三年のものである。なお、閏月から寛永三年のものと確定する閏四月十四日付家久宛秀忠御内書に「就帰国使者、殊沈香五斤并其国之焼物色々被相送之候」⁽³⁶⁾とあり、その贈り物の内容が家光への品とほぼ同内容であることも符合する。

島津4の五月五日付端午の御内書は、⁽³⁷⁾年代推定の諸前提と元和九年七月の將軍任官後の止め文言の恐々謹言から謹言への薄礼化とから、寛永元年、二年、寛永三年いずれかの年のものである。この御内書に据えられた花押は、寛永三年五月の

島津3に据えられた花押の大きさ（縦四・一センチ、横七・二センチ）に比べかなり大きく（縦五・二センチ、横九・六センチ）、寛永三年のものではなく、寛永元年あるいは二年のものと推定される。さらに、後述する毛利輝元宛の寛永元年五月三日付端午の御内書に据えられた花押とは上線・下線の起筆が大きく異なることに注目すれば寛永二年のものとなる。

〔御内書13〕（島津5）

遠路被差越使者、殊虎皮三枚并焼酒一壺其外品々被相送之、被入念之段、欣然此事候、尚酒井雅楽頭可申候、謹言、

（忠世）

十一月廿八日 家光判

（島津家久）

薩摩

宰相ゑ

この御内書は、『後編薩藩旧記雜録』⁽³⁸⁾所収のもので、「島津家文書」のものではない。『後編薩藩旧記雜録』には「正文在三原次右衛門」とあり、編纂時の所在が注記されている。『後編薩藩旧記雜録』はこの御内書の年代を元和九年としている。確認のため検討を加えておく。年代推定の諸前提から元和九年、寛永元年、二年いずれかの年のものである。本文に「遠路被差越使者」とあることに注目し、家久の居所を確認すると元和九年閏八月中に国元に帰り、寛永元年十一月に国元を発ち、翌四月十二日に江戸着、寛永二年は在府している。この居所から寛永二年ではないことは確かであり、また江戸参勤を直前とした寛永元年とするのも無理があり、元和九年のものと推定される。なお元和九年十二月六日付の家久宛酒井忠世書状に「貴様御帰国被成緩々⁽³⁹⁾与御在国付而桂山城守方を以被仰上、殊將軍様虎皮三枚焼酒一壺并其元二而焼申候茶碗御そことりはいのほうろく八被成御進上候」とあるのと御内書の記事とが符合し、本御内書を元和九年のものとする推定を裏付けてくれる。

島津6の十二月二十五日付歳暮の御内書は、前記の条件から元和九年か寛永元年か寛永二年のものである。ここでは花押

の大きさ形から寛永元年のものと推定しておく⁽⁴⁰⁾。

島津7から島津20の御内書は、家久の中納言任官と年代推定の諸前提とから寛永三年八月十九日以降寛永九年一月二十四日以前のものである。島津7の一月七日付年頭の御内書は、年代推定の諸前提から寛永四年あるいは寛永五年のものと推定される。島津8の年頭の御内書は、年代推定の諸前提から寛永六年以降寛永八年以前のものとなる。

島津9の二月七日付の御内書は、年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものであり、本文に「其国之硫黄」とあることから家久在国とみなせば、家久のこの間二月ころの在国は、寛永四年と六年であり⁽⁴⁴⁾、この御内書もいずれかの年のものとみなされる。島津10の四月五日付御内書は、年代推定の諸前提から寛永四年以降八年以前のものである。本文に「為音信使者」とあることから家久は在国と考えられ、この間の家久の四月ころの在国は、寛永四年と六年とであり、いずれかの年のものであり、島津9が寛永四年のものであれば、本御内書は寛永六年のもの、あるいはその逆と推定される。島津11から島津14までは先述の通りである。

島津15の七月十八日付の御内書は、年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。本文に「遠路使者」とあることから、家久は在国である。そこで各年七月ころの家久の居所をみると、寛永四年、六年、八年が在国中であるが、寛永八年は七月五日に鹿児島に到着しており、音信を送る条件はなく、この御内書は寛永四年か六年のものと推定される。

重陽の御内書島津16⁽⁴⁷⁾は寛永五年六年八年いずれかの年のもの、島津17は先述のごとく寛永八年のものである。歳暮の御内書島津18・19・20⁽⁴⁸⁾は、前記の条件から寛永三年以降寛永八年以前のものである。島津19の花押はA型、島津20の花押はA'型であるが、島津18の花押は島津11に近く、またA型花押の成立が寛永五年一月七日以降四月十八日以前であることからすれば、島津18は寛永三年あるいは四年のものとなる。結果、島津19と島津20とは寛永五年以降寛永八年以前のものとなる。

島津21と島津22⁽⁴⁹⁾は、年代推定の諸前提から寛永九年あるいは十年のものである。島津23は、先述のように寛永七年のものである。

島津24から島津32までは、家久の中納言任官、奉者が土井利勝、家久の死去が寛永十五年二月二十三日であることから、寛永十一年七月以降寛永十五年二月二十三日以前のものである。⁽⁵⁰⁾以下、年代推定の諸前提以外の根拠で年代推定の可能なものだけを取りあげることにする。

〔御内書14〕（島津25）

所労然与無之由無心元候、長々之煩候之間、能々保養肝要候、将又為見廻差越使者、并伽羅十斤到来、念之入候段、欣悦候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、
（利勝）

九月七日家光（花押）

（島津家久）
薩摩

中納言ぬ

この御内書は『島津家文書』一三九では寛永十四年と推定しているが、この点を確認しておく。年代推定の諸前提からこの御内書は寛永十一年以降寛永十四年以前のものであり、「江戸幕府日記」寛永十四年九月十日条に「就御不例、松平大隅守ヨリ島津図書差越、并伽羅十斤進上之、依之被成 御内書^{御病後始テ御直判云々}」とあることと本文の文言とが対応しており、この御内書は寛永十四年のものであることが確定する。据えられた花押は、縦四・〇センチ、横六・一センチとA型花押と比較して縦が少し長い、観察すると花押には縁取りが一部にみられ、少し長いのは縁取り後の加墨がはみ出たとも考えられる。

〔御内書15〕（島津29）

所勞之由無心許候、就其久志本療治望之由候、則式部少輔遣之候、能々養生肝要候、謹言、

十月八日家光(花押)

(島津家久)

薩摩

中納言ゑ

この御内書は『島津家文書』一三八では寛永十三年と推定しているが、この点を確認しておく。「江戸幕府日記」寛永十三年十月八日条に「(島津家久)松平大隅守依所勞御内書并為療養久志本式部少輔遣之」とあることと本文の記事とが対応しており、この御内書は寛永十三年のものであることが確定する。据えられた花押は、縦四・〇センチ、横六・二センチとA型花押より少し大きい形状はA型である。

〔御内書16〕(島津30)

為音信其国之硫黄二十桶并火繩百筋到来、欣入候、猶土井大炊頭(利勝)可述候也、謹言、

十月廿五日家光(花押)

(島津家久)

薩摩

中納言ゑ

この御内書は前記の条件から寛永十一年以降十四年以前のものである。本文に「為音信」とあることより家久は在国中であり、この四年の十月ころの家久の居所は、寛永十二年は在府、他の年は在国しており、(51)この御内書は寛永十一年、十三年、寛永十四年のいずれかの年のものである。(52)

〔御内書17〕(島津31)

長々所勞如何無心許候、及寒氣候間、能々保養專一候、依之為見廻新庄右近差遣之、并鷹之鶴相送候、猶土井大炊頭可(直綱)
(利勝)

表8 家光花押御内書（毛利）

NO	年 号	月 日	書 出 し	尊 末	名 乗 り	原	花 押	奉 者	宛 名
毛利1	(寛永1)	5 3	為端午之嘉儀帷子単物	被 謹	家光	原	49×99	雅楽	幻庵
毛利2	(寛永1)	9 7	為重陽之祝儀小袖一重	被 謹	家光	原	43×87	雅楽	幻庵
毛利3	(元和9)	12 26	為歳暮之祝儀小袖一重	被 謹	家光	原	43×95	雅楽	幻庵
毛利4	(寛永4カ5)	1 7	為年甫之嘉祥太刀一腰	到 也	ナシ	原	34×67	雅楽	長門少将
毛利5	(寛永5-8)	5 3	為端午之嘉儀帷子単物	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将
毛利6	(寛永5-8)	5 4	為端午之祝儀帷子単物	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将
毛利7	(寛永6)	8 22	就今度違例本復使者殊	到 也	ナシ	原	A'	雅楽	長門少将
毛利8	(寛永3カ4)	9 7	為重陽之嘉儀小袖五到	到 也	ナシ	原	38×77	雅楽	長門少将
毛利9	(寛永5カ6カ8)	9 7	為重陽之嘉祝小袖五到	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将
毛利10	(寛永5カ6カ8)	9 8	為重陽之嘉事小袖五到	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将
毛利11	(寛永5)	12 27	就帰国使者殊申海鼠一	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将
毛利12	(寛永5・8)	12 28	為歳暮之嘉儀小袖三重	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将
毛利13	(寛永5・8)	12 28	為歳暮之祝詞小袖三重	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将
毛利14	(寛永7)	9 8	為重陽之佳節小袖五到	到 也	ナシ	原	A	雅楽	長門少将

注.「毛利家文書」により作成。

述候也、謹言、

十月廿九日家光(花押)

(島津家久)

薩摩

中納言

この御内書は『島津家文書』一四〇では寛永十四年と推定しているが、この点を確認しておきたい。年代推定の諸前提より、寛永十一年以降寛永十四年以前のものである。本文に「為見廻新庄右近可差遣之」とあるのと「江戸幕府日記」寛永十四年十月二十九日条に「薩摩中納言依所勞為 上使新庄右近可差遣之旨被仰出之」とあるのが対応し、この御内書は寛永十四年のものであることが確定する。なおこの御内書に据えられている花押は、縦四・四センチ、横七・六センチとA型花押より大きく、横の長さがB型より短いものの形状はB型であり、B型花押に近い花押がこの時点でみられることに留意しておきたい。

二 毛利家文書

毛利家文書には將軍家光の御内書一四通が残されている(表8)。うち三通が「幻庵(毛利輝元)」宛、残る一通が「長門少将(毛利秀就)」宛のものである。なお、島津家文書と同様に年代推定の諸前提のみで年代を推定したもの

については分析を省略する。⁽⁵³⁾

〔御内書18〕（毛利1）

為端午之嘉儀、帷子单物数五被相送之、欣然此事候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、^(忠世)

五月三日家光（花押）

（毛利輝元）

幻庵

この御内書は、忠世が奉者であること、宛名の「幻庵」の没年が寛永二年四月二十七日であることから、⁽⁵⁴⁾元和九年以降寛永元年以前のものである。さらに、家光の將軍襲職を機に書止め文言が恐々謹言から謹言へと薄礼化することから、この御内書は元和九年のものではなく、寛永元年のものと確定する。⁽⁵⁵⁾

毛利2の九月七日付重陽の御内書は、奉者、元和九年の書札礼の薄礼化、幻庵の死去日時から、元和九年か寛永元年いずれかの年のものである。据えられた花押は、元和九年八月から閏八月にかけての花押とも元和十年一月十二日付の島津2の花押とも型状が大きく異なることから、元和九年の可能性はほぼなく、この御内書は寛永元年のものと推定される。⁽⁵⁶⁾

毛利3の十二月二十六日付歳暮の御内書は、年代推定の諸前提から元和九年か寛永元年のいずれかの年のものである。据えられた花押は、元和九年八月から閏八月にかけての花押と類似し、かつ元和十年一月十二日付の島津2の花押と同型であり、寛永元年十二月十四日の花押とは大きく異なることから、この御内書は元和九年のものと推定される。⁽⁵⁷⁾

「長門少将」宛の毛利4から毛利13までは、奉者、寛永三年八月十九日の秀就少将任官、寛永九年の書札礼の薄礼とから、寛永三年八月以降寛永九年一月二十四日以前のものである。⁽⁵⁸⁾

〔御内書19〕（毛利7）

就今度違例本復、使者、殊一種両樽到来、歛入候、猶酒井雅楽頭可申候也、^(忠世)

八月廿二日(花押A')

(毛利秀就)

長門少将

この御内書は、年代推定の諸前提から寛永三年以降寛永八年以前のものである。また、本文に「使者」とあること、寛永三年は家光・秀就ともに在京、寛永五年、七年は在府であることから寛永四年か六年のいずれかの年のものである。さらに本文に「就今度違例本復」とあることに注目すれば、家光が寛永四年には五月半ばから末まで煩い、寛永六年は七月一日から「霍乱」を煩い十二日ころに快復している。⁽⁶⁰⁾この日時からすれば、本御内書は寛永六年のものと推定される。

〔御内書20〕(毛利11)

就帰国、使者、殊串海鼠一箱串鮑一箱奈良酒両樽到来、飲入候、尚酒井雅楽頭可申候也、

(忠世)

十二月廿七日(花押A)

(毛利秀就)

長門少将

この御内書は年代推定の諸前提から寛永五年以降寛永八年以前のものである。本文に「就帰国、使者」とあることと、寛永五年は遅くとも十月末には帰国、寛永六年十二月は在国、寛永七年、八年の十二月は在府していることから、本御内書は寛永五年のものと推定される。⁽⁶¹⁾

毛利14は、第一節で検討したように寛永七年のものである。なお、使用花押はA型である。

三 細川家文書

細川家文書には、家光將軍時代の花押を据えた御内書が一二通残されている(表9)。宛先はいずれも「豊前少将」細川忠利宛のものである。なお、ここでは年代推定の諸前提のみで年代を推定した場合はその詳細を記さず、表にのみその結果

表9 家光花押御内書（細川）

NO	年 号	月	日	書 出 し	尊 末	名 乗 り	原	花 押	奉 者	宛 名
細川1	(寛永4カ5)	1	7	為改年之嘉儀太刀一腰	到也	ナシ	原	33×68	雅楽	豊前少将る
細川2	(寛永4カ5)	1	7	為年頭之嘉儀使者太刀	到也	ナシ	原	30×58	雅楽	豊前少将る
細川3	(寛永6-9)	1	8	為改年之嘉儀太刀一腰	到也	ナシ	原	A	雅楽	豊前少将る
細川4	(寛永4-8)	1	28	梨地之火鉢炭斗如目録	到也	ナシ	原	33×61	雅楽	豊前少将る
細川5	(寛永5カ7)	2	5	就国本下着使者殊卷物	到也	ナシ	原	40×70	雅楽	豊前少将る
細川6	(寛永7)	3	4	為鷹野見廻使者殊木綿	到也	ナシ	原	A	雅楽	豊前少将る
細川7	(寛永5)	4	18	就日光社参使者殊袷五	到也	ナシ	原	A	雅楽	豊前少将る
細川8	(寛永7)	6	25	今度就縁辺之儀使者殊	到也	ナシ	原	40×72	雅楽	豊前少将る
細川9	(寛永3カ)	9	7	為重陽之嘉儀小袖二重	到也	ナシ	原	40×72	雅楽	豊前少将る
細川10	(寛永5-8)	9	8	為重陽之佳慶小袖二重	到也	ナシ	原	A'	雅楽	豊前少将る
細川11	(寛永5カ7)	10	18	為音信道服五裁着五下	到也	ナシ	原	A	雅楽	豊前少将る
細川12	(寛永3-8)	11	24	鷹野着用之衣類品々如	到也	ナシ	原	42×70	雅楽	豊前少将る

注.「細川家文書」により作成。

を記入した。なお、ここでは寛永三年八月十九日の忠利少将任官を年代推定の前提に加える。

年頭の御内書である細川1・細川2は先述したように寛永四年か五年のものであり、それとの関係で同じ年頭の御内書である細川3は寛永六年以降寛永九年以前のものである。

〔御内書21〕（細川5）

就国本下着、使者、殊卷物十到来、飲入候、猶酒井雅楽頭可申候也、

（忠世）

二月五日（花押）

（細川忠利）

豊前少将る

この御内書は年代推定の諸前提から寛永四年以降八年までのものである。本文に「就国本下着、使者」とあることに注目し、忠利のこの間の居所を確認すると、寛永四年二月五日に小倉発、寛永四年十二月八日に江戸より小倉着、寛永五年十一月二十五日に小倉発、寛永六年十二月五日に江戸より小倉着、寛永七年十一月五日に小倉発、寛永八年中は在府であり、「就国本下着」を満たすのは寛永五年か寛永七年いずれかの年である。

〔御内書22〕（細川6）

為鷹野見廻、使者、殊木綿裁着鉄砲薬入品々到来、被入念之段飲入候、委曲酒井雅楽頭可申候也、

（忠世）

三月四日（花押A）

（細川忠利）

豊前少将る

この御内書は年代推定の諸前提から寛永五年以降寛永八年以前のものであり、本文に「使者」とあることと、この時期の忠利の在国は寛永五年、七年の二度であり、この御内書はいずれかの年のものである。さらに家光の動きをみると寛永五年二月二十一日に江戸を發ち川越へ行き三月二日に江戸に戻っている⁽⁶³⁾。また寛永七年も二月二十四日に江戸を發ち川越へ行き三月二日に江戸に戻っているが、寛永五年の川越行は鷹野であったことは確認できないのに対し、寛永七年は『本光国師日記』同年二月二十四日条に「將軍様川越へ御鷹野二出御」とあり、鷹野であることが確認できる。寛永五年についても鷹野である可能性はあるが、ひとまずこの御内書の年代は寛永七年としておく。

細川7・細川8は、すでに第一節で明らかにしたようにそれぞれ寛永五年、寛永七年のものである。重陽の御内書である細川9と細川10は年代推定の諸前提から寛永三年以降寛永八年以前のものである。このうち細川9は、A型花押を使用していないことから、寛永三年あるいは寛永四年のものと推定される。花押の大きさに注目すると、寛永四年あるいは寛永五年の一月のものと推定される細川1・2の花押の大きさは、それぞれ縦三・三センチ、横六・八センチ、縦三・〇センチ、横五・八センチであるのに対し、縦四・〇センチ、横七・二センチとかなり大きく寛永三年五月四日の島津家久宛御内書（島津3）に据えられた花押縦四・一センチ、横七・二センチに近く寛永三年のものと推定しうる。一方細川10はA型花押を使用しており、寛永五年以降のものとなる。なお、後述する松平忠昌宛の寛永四年五月三日宛の御内書に据えられた花押の大きさは縦三・四センチ、横六・八センチであることからすれば、細川1は寛永四年、細川2は寛永五年と見做すことも可能である。

細川11は年代推定の諸前提寛永五年以降寛永八年以前のものである。また文頭に「為音信」とあることから忠利は在国と

表10 家光花押御内書（松平）

NO	年 号	月 日	書 出 し	尊 末	名乗り	原	花 押	奉 者	宛 名
松平 1	(寛永4)	5 3	為端午之嘉儀帷子拾単	被 謹	家光	原	34×68	雅楽	越前宰相 _ゑ
松平 2	(寛永5-8)	12 28	為歳暮之嘉慶小袖五被	被 謹	家光	原	A'	雅楽	越前宰相 _ゑ
松平 3	(寛永9-10)	12 28	為歳暮之祝詞小袖五被	被 謹	家光	原	A'	雅楽	越前宰相 _ゑ
松平 4	(寛永11-13)	9 8	為重陽之嘉儀小袖五到	到 謹	家光	原	A	大炊	越前宰相 _ゑ
松平 5	(寛永11-13)	9 8	為重陽之祝詞小袖五到	到 謹	家光	原	A	大炊	越前宰相 _ゑ
松平 6	(寛永14)	9 7	為重陽之祝詞小袖五到	到 謹	家光	原	A	大炊	越前宰相 _ゑ
松平 7	(寛永15)	12 28	為歳暮之祝儀小袖五到	到 謹	家光	原	A	大炊	越前宰相 _ゑ
松平 8	(寛永16-20)	9 7	為重陽之佳祝小袖五到	到 謹	家光	原	B	大炊	越前宰相 _ゑ
松平 9	(寛永16-20)	9 8	為重陽之祝詞小袖五到	到 謹	家光	原	B	大炊	越前宰相 _ゑ
松平10	(寛永16-20)	10 1	為重陽之祝儀小袖五到	到 謹	家光	原	B	大炊	越前宰相 _ゑ
松平11	(寛永16-20)	12 28	為歳暮祝詞小袖五来	到 謹	家光	原	B'	大炊	越前宰相 _ゑ
松平12	(寛永16-20)	12 28	為歳暮之祝儀小袖五到	到 謹	家光	原	B	大炊	越前宰相 _ゑ
松平13	(寛永16-20)	12 28	為歳暮之祝儀小袖二到	到 謹	家光	原	B	大炊	(後欠)
松平14	(寛永16-21)	5 4	為端午之佳事帷子単物	到 謹	家光	原	B	大炊	越前宰相 _ゑ

注. 「松平文庫」「越前文庫」「青木文書」「誠照寺文書」により作成。

考えられる。この時期の在国は、寛永五年と寛永七年の二度である。このことから、この御内書はいずれかの年のものである。

四 松平忠昌宛御内書

松平 1 から松平 13 までは、何れも「越前宰相」宛のものである（表 10）。家光が將軍時代に「越前宰相」を名乗る人物は松平忠昌以外にはなく、これらはすべて松平忠昌宛のものと見做しうる。忠昌は、寛永三年八月十九日正四位下参議に叙任し、正保二年八月一日に死去している。この点をここでの年代推定の諸前提に加える。

端午の御内書である松平 1 は、忠昌の参議任官、奉者が酒井忠世であること、寛永九年一月二十四日以降に書札札が薄札化する以前のものであること、A 型花押が成立する寛永五年四月十八日以前のものであることから、寛永四年のものと推定される。

松平 4 から松平 14 までは、何れも奉者が土井利勝であり、寛永十一年閏七月以降寛永二十一年七月十日以前のものである。

松平 6 は本文による限り年代推定の諸前提から寛永十一年以降寛永十五年以前のものとする以上は年代を特定できない。ところが幸いなことに松平 6 の包紙には以下の様な注記があることから年代を特定することができる。

表11 家光花押御内書（伊達）

NO	年 号	月 日	書 出 し	尊 末 名 乗 原 花 押	奉 者	宛 名
伊達 1	(寛永3)	7 9	為爰許見廻使者殊白鳥	被 謹 家 光 影 花 押	雅 楽	〈仙台〉宰相 ^ゑ
伊達 2	(寛永7カ8)	3 7	為鷹野見廻小袖五被相	被 謹 家 光 影 A	雅 楽	〈仙台〉宰相 ^ゑ
伊達 3	(寛永6)	5 14	就従日光令還府被差越	被 謹 家 光 影 A	雅 楽	〈仙台〉宰相 ^ゑ
伊達 4	(寛永4カ6カ8)	5 25	為音信繻一箱被相送之	被 謹 家 光 影 花 押	雅 楽	〈仙台〉宰相 ^ゑ
伊達 5	(寛永10)	6 18	其国之巢鷁三兄一到来	到 謹 家 光 原 A	雅 楽	〈仙台〉宰相 ^ゑ
伊達 6	(寛永12)	1 16	しは舟のかうおくりた	給 恐 家 光 原 花 押	—	〈せんたい〉中納言 ^ゑ
伊達 7	(寛永12カ13)	1 29	鷹野道服到来候其方被	到 謹 家 光 原 花 押	大 炊	〈仙台〉宰相 ^ゑ

注. 「伊達家文書」『伊達家文書』により作成。

うしノ
九月七日重陽

御内書

御すへ御判

但寅ノ正月九日二本多民部江戸^ゑ相帰る時持参仕候、此時前^ゝ
^ゑノ御内書共御あらため御座候而、いつれもふたをつけわけ、数
をあらため帳ニ付置申候、以来ハ御内書参次第^{（年号）}ねんこう日付仕持
参ノ者ノ名をも如此ニ書付置可申旨ニ候、

寛永十一年から寛永十五年のあいだで「うし」年は寛永十四年において外になく、この御内書は寛永十四年のものと確定する。とすれば松平4と松平5は、寛永十一年、十二年、十三年のいずれかの年のものとなる。歳暮の御内書である松平7は、第一節で触れたように寛永十五年のものである。

歳暮の御内書である松平13は、宛名を欠いているが、所蔵の誠照寺が越前鯖江の寺院であり、また祝儀が「小袖五」と松平忠昌の歳暮の祝儀と同じ品同数であることから、松平忠昌宛のものと見做してよいと思われるので、この御内書も寛永十六年以降寛永二十年以前のもものと推定できる。

五 伊達家文書

伊達政宗宛の家光御内書は、影写本を含め七通知ることができる（表11）。政宗は寛永三年八月十九日に参議から中納言に昇進する。この点をここでの年代推定の前提に加える。

〔御内書23〕（伊達1）

為爰許見廻、使者、殊白鳥二菱喰三十并奈良酒十樽被相送之、被入念之段、欣然之至候、

委曲酒井雅楽頭可申候、謹言、
(忠世)

七月九日家光(花押影)

(伊達政宗)

仙台

宰相

この御内書は、影写本であり原本ではないが、その注記に「慶長廿年より寛永三年迄之間從大猷院様政宗公江被下候御

(徳川家光)

書」とある。年代推定の諸前提から寛永三年以前のものである。また宰相宛の書札礼は、將軍就職までは書止め文言は「恐々謹言」、以降は「謹言」であることから、元和十年以降のものである。また「使者」とあることから、政宗在府の寛永二年のものではなく、寛永元年か三年のものである。花押についてみると、影写本であることもあつて形状からは決めたがい、花押の大きさからすると寛永三年のものと推定される。なお政宗は寛永元年は在国、寛永三年は在京であり、家光は寛永三年七月十二日に京都に向かって江戸を發っている。文中に「奈良酒十樽」とあることも、決定的ではないがこの年代推定を支えてくれよう。

〔御内書24〕(伊達2)

為鷹野見廻、小袖五被相送之、歛然之至候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、
(忠世)

三月七日家光(花押影A)

(伊達政宗)

仙台

中納言

この御内書も、影写本で原本はない。年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。本文に「為鷹野見廻」とあるのに注目すると、家光がこの間この時期に鷹野に出かけたのは寛永七年と八年の二度あり、七年は二月二十四

日江戸を發ち三月二日に帰還、八年は二月十八日に江戸を發ち三月三日に帰還しているが、この日程からはどちらの年のものかを特定することはできない。なお、政宗は、寛永七年三月は在江戸、寛永八年三月は在国である。

〔御内書25〕（伊達3）

就從日光令還府、被差越使者、殊鶴三襦一箱并明樽被相贈之、誠被入念之段、（忠世）歛悦之至候、猶酒井雅樂頭可申候、謹言、

五月十四日家光（花押影A）

（伊達政宗）
仙台

中納言ぬ

この御内書も、影写本であり原本はないが、その注記に「寛永五年五月十四日從大猷院様中納言政宗公江被下候御書、依從日光御還府以御使者鶴三襦一箱并御酒被献之也」とあり、寛永五年のものとする。年代推定の諸前提からこの御内書は寛永四年以降寛永八年以前のものである。また、文頭に「就從日光令還府」とあることに注目すると、この記述に一致する年は、寛永五年、同六年があり、還御の日は寛永五年が五月一日、寛永六年が四月二十一日である。さらに文中に「被差越使者」とあることからすれば、政宗は在府ではないと考えられる。そこで政宗の居所をみると、寛永五年五月は在江戸、六年五月は国元であり、本御内書は寛永六年のものと推定される。

〔御内書26〕（伊達4）

為音信、襦一箱被相送之、每事色々被入念之段、欣然之至候、猶酒井雅樂頭可申候也、（忠世）謹言、

五月廿五日家光（花押影）

(伊達政宗)
仙台

中納言ぬ

この御内書も、影写本であり原本はなく、その注記に「寛永八年五月廿五日從 大猷院様中納言政宗公江被下候御書、依
繡一箱被献之也」とあり、寛永八年のものとする。年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。「為音
信」とあることより、政宗は在国と考えられるが、この間の在国は寛永四年、六年、八年の三度あり、政宗の居所からは年
を特定できない。

〔御内書27〕(伊達5)

其国之巢鷁三兄鷁一到来、自愛候、将又鉄砲之鷁被送之、時分珍相覚候、猶酒井雅楽頭(忠世)可述候也、謹言、

六月十八日家光(花押A)

(伊達政宗)
仙台

中納言ぬ

この御内書は『伊達家文書』三二九五にも収められているものであるが、そこでは年代推定はなされていない。年代推定
の諸前提から寛永九年以降寛永十一年以前のものである。さらに、「為音信」とあることより、政宗は在国と考えられ、こ
の間六月の在国は寛永十年以外にはなく、本御内書は寛永十年のものと推定される。

〔御内書28〕(伊達6)

しは舟のかうおくりたまはり、めつらしく思候、万事ねんの被入心さしのとおり、祝着事候、恐々謹言、

正月十六日家光(花押)

(仙台・伊達政宗)
せんたい

表12 家光花押御内書（その他）

NO	年 号	月 日	書 出 し	尊 末	名乗り	原	花 押	奉 者	宛 名
上杉 1	(寛永4カ5)	1 7	為年頭之嘉儀太刀一腰	到也	ナシ	原	花押	雅楽	米沢少将
上杉 2	(寛永5-8)	5 4	為端午之嘉儀黄金十両	到也	ナシ	原	A	雅楽	米沢少将
上杉 3	(寛永3カ)	9 8	为重陽之嘉儀黄金十両	到也	ナシ	原	花押	雅楽	米沢少将
上杉 4	(寛永3-8)	10 7	為音信白鳥到来傾入候	到也	ナシ	原	花押	雅楽	米沢少将
上杉 5	(寛永5-8)	12 28	為歳暮之慶事黄金十両	到也	ナシ	原	A	雅楽	米沢少将
佐竹 1	(寛永4)	10 5	初種之黄鷹到来欣覚候	到也	ナシ	原	47×73	雅楽	秋田中将
佐竹 2	(寛永8)	⑩ 24	為音信白鳥三鯉三十尺	到也	ナシ	原	A	雅楽	秋田中将
前田 1	(寛永1)	11 7	就移徙使者殊為祝儀太	被謹	家光	写	判	雅楽	加賀宰相殿
前田 2	(寛永3-8)	9 8	为重陽之嘉儀小袖三重	被謹	家光	写	花押	雅楽	加賀中納言殿
駿河 1	(寛永2)	11 21	就入国松平壱岐守被差	給謹	家光	写	一	雅楽	中納言殿

注、「上杉家文書」「佐竹文書」「加賀藩史料」「古蹟文徴」「東武実録」により作成。

中納言

この自筆御内書は『伊達家文書』一一九一に収録され、寛永十二年のものとされている。⁽⁶⁹⁾「しは舟のかう」を政宗が家光に送ったことに対する家光の自筆の礼状であり、『寛永諸家系図伝』の政宗の項に「同（寛永）十二年正月十六日、柴船といふ名香の伽羅をたてまつるとき、將軍家かたじけなくも御自筆の御書をなしくださる」とあることから、この御内書は寛永十二年のものである。

〔御内書29〕（伊達7）

鷹野道服到来候、其方被工之由、珍相覚欣入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、^(利勝)

正月廿九日家光(花押)

(伊達政宗)

仙台

中納言

この御内書は『伊達家文書』一一九二に収録されているが、年代推定はなされていない。奉者が土井利勝であることと政宗の死が寛永十三年五月二十四日であることから、寛永十二年あるいは寛永十三年のものである。

六 上杉家文書

上杉家文書には、家光の將軍時代、その花押が据えられた御内書が五通残されている（表12）。いずれも寛永三年八月十九日に少将に任じられた上杉定勝宛のものである。上

杉4を除いて恒例の御内書であり、前記の条件以上年代を推定する手段がない。また、上杉4についても現状では年代をこれ以上特定できない。

七 佐竹家文書

佐竹家の文書を保管している千秋文庫には、家光の花押が据えられている文書が二通ある(表12)。閏十月二十四日付御内書(佐竹2)から検討することにしよう。

〔御内書30〕(佐竹2)

為音信、白鳥三鯉三十尺到来、遠路悃慮之至歆悦候、(忠世)猶酒井雅楽頭可申候也、

閏十月廿四日(花押A)

(佐竹義宣)
秋田中将ゐ

この御内書は酒井忠世が奉者であることから元和九年以降寛永十一年以前のものである。この間、宛名の「秋田中将」に該当する人物は、寛永三年八月二十九日従四位上中将に叙任した佐竹義宣⁽⁷⁰⁾においてほかにはなく、寛永十年一月二十五日に江戸で死去していることから、本御内書発給年は、寛永三年以降寛永九年以前ということになる。さらにこの間、閏十月のある年は寛永八年のみであり、本御内書は寛永八年のものと確定する。

〔御内書31〕(佐竹1)

初種之黄鷹到来、欣覚候、(忠世)猶酒井雅楽頭可述候也、

十月五日(花押)

(佐竹義宣)
秋田中将ゐ

この御内書は宛名に「秋田中将」とあることから、寛永三年以降寛永九年以前のものである。文頭に「初種之黄鷹到来」とあることに注目し、義宣が將軍家光に鷹を献上した記事を義宣の家臣である梅津政景の日記(71)から拾って行くと寛永四年九月十八日条に「初草若弟鷹仁つ 両 上 様へ御進上」の記事に行き当たる。義宣が將軍に鷹を送った記事は他にも多くみられるが、「初種」＝「初草」の「黄鷹」＝「若弟鷹」との対応をみせるのはこれ以外にはみられず、両者の記事を対応したものに見做せば、本御内書は寛永四年のものとなる。

八 前田利常宛の御内書

前田利常宛の御内書はわずか二通しか知ることとはできず、しかもいずれも写である(表12)。前田利常は元和元年閏六月十九日に参議、寛永三年八月十九日に従三位中納言に昇進し、寛永十六年六月二十日に致仕した。(72)

〔御内書32〕（前田1）

就移徙、使者、殊為祝儀太刀一腰馬代黄金三十両被相送之、欣然此事候、尚酒井雅楽頭可申候、謹言、(忠世)

十一月七日 家光判

(前田利常)
加賀宰相殿

この御内書は、奉者が忠世であることと利常の中納言任官の時期から元和九年以降寛永二年以前のものである。とすれば文頭の「就移徙」は、寛永元年十一月三日に江戸城西丸から本丸への家光の移徙以外は考えられないことから、この御内書は寛永元年のものとなる。

前田2は、奉者が忠世であることと中納言の書札礼とから寛永三年以降寛永八年以前のものである。(74)

九 徳川忠長宛の御内書

「御内書33」(駿河1)

就入国、松平壱岐守被差越、殊鷹ノ鴈三蜜柑三桶送給之、欣悦此事候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、
(正朝)
(忠世)

十一月廿一日 御諱
(家光)

中納言殿
(徳川忠長)

この御内書は『東武実録』⁽⁷⁵⁾に寛永二年徳川忠長宛のものとして収められている(表12)。この点を確認しておこう。年代推定の諸前提から元和十年以降寛永八年以前のものであり、忠長の中納言任官が元和九年七月二十七日、大納言昇進が寛永三年八月十九日であることより、寛永二年以前のものとなる。本文に「就入国」とあることと「幕府祚胤伝」に「同(寛永)二年乙丑十月一日、初御暇、○十二日、江戸発駕、○十七日、駿府御入部」⁽⁷⁷⁾とあることから、この御内書は寛永二年のものと推定される。

一〇 徳川頼宣宛の御内書

「権現様台徳院様大猷院様御内書写」(「御内書写」と略称)には、家光が將軍となって以降の御内書一一八通が収められている。表13はその一覧である。以下、個々の御内書について年代推定を行うが、諸前提以外にその根拠のないものは表にその推定年代を記すに止めた。ただ、大納言時代の薄礼化の画期についてまず明らかにし、頼宣の寛永三年八月十九日の参議から中納言への昇進の事実とともに、年代推定の前提に加えておく。

表13の尊敬表現の欄に示したように「欣然之至候」「欣然至候」「欣然此事候」といった表現と単に「欣然候」という表現

表13 家光花押御内書（紀伊）

番号	年 号	月	日	書 出 し	尊	末	奉 者	宛 名
紀伊1	(寛永2)	1	8	為陽春之嘉祥被差越安	欣悦此事	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊2	(寛永2)	3	6	為鷹野見廻使者殊小袖	欣悦之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊3	(寛永1-3)	5	3	為端午之嘉儀帷子単物	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊4	(寛永1-3)	5	3	為端午之嘉儀帷子単物	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊5	(寛永1-3)	5	4	為端午之嘉儀帷子単物	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊6	(寛永1-3)	7	6	為生見玉嘉儀黄金十両	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊7	(寛永1カ2)	7	8	為生見玉之嘉祝使者殊	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊8	(寛永2)	7	23	就自日光下向使者殊更	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊9	(寛永1)	8	5	就所勞本復使者殊一種	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊10	(元和9-寛永3)	8	6	為八朔之嘉儀太刀一腰	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊11	(寛永1カ2)	8	18	就今度御成之儀使者殊	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊12	(元和9-寛永2)	9	7	為重陽之嘉儀小袖三重	欣然至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊13	(元和9-寛永2)	9	7	為重陽之嘉兆小袖三重	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊14	(元和9-寛永2)	9	8	為重陽之嘉兆小袖三重	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊15	(元和9-寛永2)	11	4	就今度色々拝領之儀被	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊16	(寛永1)	11	7	就移徙使者殊為祝儀太	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊17	(元和9-寛永2)	11	11	矢屏風二双并神奈河打	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊18	(元和9-寛永2)	11	18	今度安藤帶刀所勞早速	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊19	(元和9-寛永2)	12	2	為鷹野見廻使者小袖	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊20	(元和9-寛永2)	12	16	鷹之鶴被相送之寔以懇	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊21	(元和9-寛永2)	12	21	鷹之鶴被相送之遠境懇	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊22	(元和9)	12	23	為今度姫宮御誕生之祝	欣悦至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊23	(元和9-寛永2)	12	25	為歳暮之祝儀小袖三重	厚意之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊24	(元和9-寛永2)	12	26	為歳暮之嘉儀小袖三重	欣悦至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊25	(元和9-寛永2)	12	28	為歳暮之嘉儀小袖三重	厚意之至	謹	雅楽	〈紀伊〉中納言殿
紀伊26	(寛永1)	7	3	今度二条普請之儀被入	—	謹	ナシ	〈紀伊〉大納言殿
紀伊27	(寛永4-9)	1	7	為改年之嘉儀太刀一腰	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊28	(寛永4-9)	1	13	為改年之嘉儀太刀一腰	歡然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊29	(寛永4カ6カ8)	2	7	就今度勢州鷹野鶴一羽	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊30	(寛永4カ6カ8)	2	9	鷹之鶴被相送之遠路之	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊31	(寛永4-8)	3	7	為鷹野見廻小袖五被相	歡然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊32	(寛永4-8)	5	3	為蒲節之嘉儀帷子単物	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊33	(寛永4-8)	5	4	為蒲節之祝詞帷子単物	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊34	(寛永4-8)	5	4	為端午之祝儀帷子単物	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊35	(寛永4-8)	5	4	為端午之祝儀帷子単物	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊36	(寛永4-8)	5	4	為端午之慶事帷子単物	欣然至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊37	(寛永4)	6	13	為不例見廻早々被指越	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊38	(寛永4-8)	7	8	為七夕之嘉儀黄金十両	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊39	(寛永4-8)	7	9	為七夕之慶事黄金十両	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊40	(寛永4カ)	7	19	今度為所勞見廻度々被	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊41	—	8	1	為八朔之嘉儀太刀一腰	欣然之至	恐	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊42	(寛永5カ)	8	7	今度路次中無異儀就帰	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊43	(寛永3-6カ8)	9	7	為重陽之嘉祥小袖三重	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊44	(寛永3-6カ8)	9	8	為重陽之嘉祝小袖三重	歡然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊45	(寛永3-6カ8)	9	8	為重陽祝儀小袖三重被	欣悦至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊46	(寛永3-6カ8)	9	8	為重陽之嘉儀小袖三重	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊47	(寛永3-5カ7)	11	28	於其国之留候黄兄鷹一	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊48	(寛永3-8)	11	29	若兄鷹一居被相送之自	自愛此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊49	(寛永3-8)	12	9	鷹之鶴被相送之□恫意	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿

紀伊50	(寛永3-8)	12	16	鷹之鶴送給之欣然此事	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊51	(寛永3-8)	12	24	為歳暮嘉儀小袖三重被	喜悅之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊52	(寛永3-8)	12	24	為歳暮之嘉儀小袖三重	喜悅之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊53	(寛永3-8)	12	24	為歳暮之嘉儀小袖三重	歡悅之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊54	(寛永7)	12	27	長福丸当地参府之儀寒	之至欣悅	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊55	(寛永3-8)	12	28	為歳暮之嘉儀小袖三重	欣然之至	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊56	(寛永3-8)	12	28	為歳暮之嘉儀小袖三重	欣然此事	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊57	(寛永9-11)	5	3	為端午之嘉祝帷子単物	欣悅	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊58	(寛永9-11)	5	3	為端午之祝儀帷子単物	欣然	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊59	(寛永9-11)	5	4	為端午之祝儀帷子単物	欣然	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊60	(寛永11)	6	4	就上洛被差越使者殊梨	—	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊61	(寛永9カ10)	8	10	就龜山作事於被地材木	欣然	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊62	(寛永9カ10)	9	7	為重陽之慶事小袖三重	歡然	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊63	(寛永9カ10)	12	27	為歳暮之祝儀小袖三重	歡然	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊64	(寛永9カ10)	12	27	為歳暮之祝儀小袖三重	欣然	謹	雅楽	〈紀伊〉大納言殿
紀伊65	(寛永12-21)	5	3	為端午之佳祝帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊66	(寛永12-21)	5	3	為端午之佳事帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊67	(寛永12-21)	5	3	為端午之佳事帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊68	(寛永12-21)	5	3	為端午之嘉祥帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊69	(寛永12-21)	5	3	為端午之祝儀帷子単物	歡然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊70	(寛永12-21)	5	3	為端午之祝儀帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊71	(寛永12-21)	5	3	為端午之祝儀帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊72	(寛永12-21)	5	3	為端午之嘉儀帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊73	(寛永12-21)	5	3	為端午之嘉儀帷子単物	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊74	(寛永13)	9	1	就帰国被差越使者歡悅	珍重	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊75	(寛永11-20)	9	7	為重陽佳祝小袖三重被	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊76	(寛永11-20)	9	7	為重陽之祝儀小袖三重	歡悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊77	(寛永11-20)	9	7	為重陽之礼節小袖三重	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊78	(寛永11-20)	9	7	為重陽之祝儀小袖三重	歡悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊79	(寛永11-20)	9	7	為重陽之嘉祥小袖三重	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊80	(寛永11-20)	9	7	為重陽之佳悦小袖三重	歡悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊81	(寛永11-20)	9	8	為重陽之嘉儀小袖三重	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊82	(寛永11-20)	9	8	為重陽之祝儀小袖三重	歡悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊83	(寛永11-20)	9	8	為重陽之慶事小袖三重	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊84	(寛永11-20)	9	8	為重陽之祝儀小袖三重	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊85	(寛永11-20)	9	10	於其国就令出来黒馬被	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊86	(寛永12)	12	6	鷹之白鶴被相送候於其	欣悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊87	(寛永11-20)	12	27	為歳暮嘉儀小袖三重被	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊88	(寛永11-20)	12	27	為歳暮佳節小袖三重被	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊89	(寛永11-20)	12	27	為歳暮佳慶小袖三重被	欣悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊90	(寛永11-20)	12	27	為歳暮嘉儀小袖三重被	欣然	謹	大炊	紀伊大納言殿
紀伊91	(寛永11-20)	12	27	為歳暮之祝儀小袖三重	欣悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊92	(寛永11-20)	12	27	為歳暮佳慶小袖三重被	歡悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊93	(寛永11-20)	12	28	為歳暮佳悦小袖三重被	欣然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊94	(寛永11-20)	12	28	為歳暮之祝儀小袖三重	歡悅	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊95	(寛永11-20)	12	28	為歳暮嘉祥小袖三重被	歡然	謹	大炊	〈紀伊〉大納言殿
紀伊96	(正保2-慶安3)	5	3	為端午之祝儀帷子単物	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊97	(正保2-慶安3)	5	3	為端午之嘉儀帷子単物	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊98	(正保2-慶安3)	5	3	為端午之嘉儀帷子単物	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊99	(正保2-慶安3)	5	3	為端午之慶儀帷子単物	歡然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊100	(正保2-慶安3)	5	3	為端午之嘉儀帷子単物	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊101	(正保2-慶安3)	5	3	為端午之祝詞帷子単物	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿

紀伊102	(寛永21-慶安3)	9	7	為重陽之嘉祝小袖三重	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊103	(寛永21-慶安3)	9	7	為重陽之嘉祥小袖三重	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊104	(寛永21-慶安3)	9	7	為重陽佳節小袖三重被	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊105	(寛永21-慶安3)	9	7	為重陽嘉祥小袖三重被	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊106	(寛永21-慶安3)	9	7	為重陽之祝儀小袖三重	歛然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊107	(寛永21-慶安3)	9	7	為重陽之祝儀小袖三重	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊108	(寛永21-慶安3)	9	7	為重陽之祝儀小袖三重	歛然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊109	(寛永7)	9	8	為重陽之嘉儀小袖三重	欣然此事	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊110	(正保1-慶安3)	12	27	為歳暮之佳事小袖三重	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊111	(正保1-慶安3)	12	27	為歳暮祝儀小袖三重被	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊112	(正保1-慶安3)	12	27	為歳暮佳祥小袖三重被	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊113	(正保1-慶安3)	12	27	為歳暮祝儀小袖三重被	歛然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊114	(正保1-慶安3)	12	27	為歳暮之祝儀小袖三重	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊115	(正保1-慶安3)	12	27	為歳暮之礼節小袖三重	欣然	謹	讃岐	〈紀伊〉大納言殿
紀伊116	(寛永13)	1	1	旧冬於勢州鷹場少過有	—	恐	ナシ	〈紀伊〉大納言殿
紀伊117	(寛永13)	9	14	安藤飛驒守令死去之由	—	謹	ナシ	〈紀伊〉大納言殿
紀伊118	(寛永13)	11	19	修理事俄煩出死去不及	—	謹	ナシ	〈紀伊〉大納言殿

注. 「御内書写」により作成。

とがみられる。このうち頼宣が中納言時代のものはすべて「――之至候」「――此事候」であり、奉者が土井利勝のものすべてが「――之至候」「――此事候」の表現はなく、薄礼化した表現となっている。このことは、忠世が奉者であり頼宣が大納言となって以降のいずれかの時期に、頼宣に対する書札礼が薄礼化したことを物語っている。とすればそれはいつか。中納言宛・少将宛の書札礼の薄礼化が寛永九年一月二十四日の秀忠の死去を機に生じたことに注目すれば、大納言である頼宣への書札礼の薄礼化もこのときに生じたと考え、することは十分に妥当性を持ち得るであろう。現に、大納言宛、奉者が忠世、尊敬表現が「欣然候」の端午の御内書は三通、大納言宛、奉者が忠世、尊敬表現が「欣然候」の重陽・歳暮の御内書は各二通と、寛永九年に書札礼が薄礼化したとすると、発給可能な通数と一致する。また、前述したように重陽の御内書が忠勝が奉者となって以降に発給可能な数より一通多いことを指摘したが、表13に示したように、紀109のみが「欣然此事」と尊敬表現を用いており、この御内書を寛永七年のものとする事で問題は解消する。

「御内書34」(紀伊1)

(直次)

為陽春之嘉祥、被差越安藤帶刀、殊太刀一腰馬代黄金三拾両被相送候、

(忠世)

実欣悦此事候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、

正月八日 家光御書判

(徳川頼宣)
紀伊

中納言殿

この御内書は、年代推定の諸前提より元和十年（寛永元年）以降寛永三年以前のものであり、本文に「被差越安藤帶刀」とあることより、頼宣は在国である。この間の頼宣在国は寛永二年のみであることから、この御内書は寛永二年のものである。⁽⁷⁸⁾

〔御内書33〕（紀伊2）

為鷹野見舞、使者、殊小袖五被相送之、実欣悦之至候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、^(忠世)

三月六日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

中納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から元和十年以降寛永三年以前のものであり、本文に「為鷹野見舞使者」とあることから、頼宣は在国である。この間の頼宣在国は寛永二年のみであることから、この御内書は寛永二年のものである。なお家光は寛永二年二月十九日から二十四日にかけて川越へ鷹野に出ている。

紀伊7は年代推定の諸前提から寛永元年以降寛永三年以前のものであり、本文に「為生見玉之嘉祝使者」とあることから頼宣は在国である。この間の頼宣在国は寛永元年、寛永二年の両年あり、この御内書はいずれかの年のものであるが特定できない。

〔御内書34〕（紀伊8）

就自日光下向、使者、殊更鯉一函贈賜之、快然此事候、猶酒井雅楽頭可述候、謹言、^(忠世)

七月廿三日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

中納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から元和十年以降寛永三年以前のものであり、本文に「就自日光下向」とあることと、この間の家光の日光行は寛永二年のみであることより、この御内書は寛永二年のものである。なお、家光の日光行の日程は七月十三日江戸発、同月二十日江戸着である。

〔御内書35〕(紀伊9)

就所労本復、使者、殊一種兩樽被相送之、欣然之至候、(忠世)猶酒井雅楽頭可申候、謹言、

八月五日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

中納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から元和九年以降寛永三年以前のものである。「就所労本復、使者」とあることから頼宣は在国であり、この間頼宣の在国は寛永元年と二年の兩年である。さらに、寛永二年には家光の日光への社参が七月十三日から二十二日まで行われており、寛永二年の可能性は極めて少ない。寛永元年については、『梅津政景日記』寛永元年八月五日条に「將軍様あたミへ御湯治之事、御日限ヲ知不申由」という記事がみえ、このころ家光が煩っていたことをうかがわせる。さらに元和九年、寛永三年八月は上洛中であることから、この御内書は寛永元年のものと推定される。

〔御内書36〕(紀伊11)

就今度御成之儀、使者、殊兩種奈良酒三荷被相送之、欣然之至候、(忠世)尚酒井雅楽頭可申候、謹言、

八月十八日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

中納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から元和九年以降寛永三年以前のものであり、本文に「就今度御成之儀、使者」とあることより、頼宣は在国である。元和九年、寛永三年はこの時期在京中、頼宣の在国は寛永元年、二年の両年であり、いずれかの年のものである。この間、家光の頼宣邸御成は寛永元年一月二十三日と寛永三年三月七日の二度あるが、それらとの関連は判然としない。

〔御内書 37〕 (紀伊 16)

就移徙、使者、殊為祝儀太刀一腰馬代黄金三十両被相送之、欣然之至候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、

(忠世)

十一月七日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

中納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から元和九年以降寛永二年以前のものであり、本文に「就移徙」とあることと、この間での家光の移徙は寛永元年十一月三日の西丸から本丸への移徙以外にはないことから、寛永元年のものである。

〔御内書 38〕 (紀伊 22)

為今度姫宮御誕生之祝儀、被差越使者、被入念之段、欣悦至候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、

(忠世)

十二月廿三日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

中納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から元和九年以降寛永二年以前のものであり、本文に「為今度姫宮御誕生之祝儀」とあること、後水尾天皇の女一宮の誕生が元和九年十一月十九日であることから、この御内書は元和九年のものである。⁽⁸⁰⁾

〔御内書39〕(紀伊26)

今度二条普請之儀被入精候故、早々出来之段、

(徳川秀忠)
大御所御満足之事候、寔炎氣之時分下々苦勞之程察入候、謹言、

七月三日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

中納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から元和九年・寛永元年・二年いずれかの年のものである。本文に「今度二条普請之儀」とあるのに注目すれば、頼宣が二条城普請を命じられたのは寛永元年以外にはない。⁽⁸¹⁾このことからこの御内書は寛永元年のものである。

〔御内書40〕(紀伊29)

就今度勢州鷹野鶴一羽被相送之、寔恟意之段、欣然此事候、猶酒井雅楽頭可述候、謹言、
(忠世)

二月七日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。本文に「就今度勢州鷹野」とあることから、

二月前後は在府である寛永五年、七年の可能性はなく、在国の寛永四年、六年、八年のいずれかの年のものである。

〔御内書41〕（紀伊30）

鷹之鶴被相送之、遠路被入念之段、欣然此事候、猶酒井雅樂頭可申候、謹言、
（忠世）

二月九日 家光御書判

（徳川頼宣）

紀伊

大納言殿

この御内書も年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。本文に「鷹之鶴被相送之遠路被入念之段」とあることより、在国の寛永四年、六年、八年のいずれかの年のものである。

〔御内書42〕（紀伊37）

為不例見廻、早々被指越使者、被入念之段、欣然之至候、然者今度有馬湯治之処相応之由珍重候、弥療養專要候、委曲
（忠世）
 酒井雅樂頭可申候、謹言、

六月十三日 家光御書判

（徳川頼宣）

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。本文に「今度有馬湯治之処」とあることと、この間の頼宣の有馬湯治が寛永四年のみであることから、この御内書は寛永四年のものである。⁽⁸²⁾ なお、本文の「為不例見廻早々被指越使者」とある記事と寛永四年五月十九日付細川忠利宛細川忠興書状に「公方様御煩為見舞、
（家光）
 大御所さま昨日御本丸へ入御」⁽⁸³⁾とあるのが符号する。

〔御内書43〕（紀伊40）

今度為所勞見廻、度々被差越使者、誠惴慮之至、欣然此事候、氣色弥令本復候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、
（忠世）

七月十九日 家光御書判

（徳川頼宣）

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものであり、本文に「使者」とあることから頼宣は在国である。この間の頼宣は寛永四年は在国、寛永五年は帰国直後、寛永六年、七年、八年と在国である。本文に「度々被差越使者」とあることに注目すると、寛永五年は七月初めに足をくじき、寛永六年は七月一日に「霍乱」を煩うが同月十二日には快復し、寛永八年は七月前後にとくに煩つてはいない。とすれば、この御内書は、先にも触れたように寛永四年の五月から六月にかけての「煩い」にかかわって出されたものと思われる。

〔御内書44〕（紀伊41）

為八朔之嘉儀、太刀一腰馬代黄金十両送給之、欣然之至候、尚酒井雅楽頭可申候、恐々謹言、
（忠世）

八月一日 家光御書判

（徳川頼宣）

紀伊

大納言殿

この御内書は、宛名が「紀伊大納言」であることと奉者が酒井忠世であることからすれば寛永四年以降寛永十年以前のものである。しかし、この間の大納言である徳川頼宣への書札礼は「送給之」ではなく「被相送」、「恐々謹言」ではなく「謹言」でなければならず、書札礼に反するものとなっている。本御内書が写であることを考慮して、いずれかに誤写がある

ことも想定しうるが、一か所の誤写だけでは解決しない。例えば「送給之」と「恐々謹言」の書札礼にあわせれば、「大納言」を「中納言」にしかつ奉者を酒井忠世から酒井忠利・青山忠俊へと替えねばならない。いま、この問題点を整合的に理解することはできないので、しばらくおくことにする。

〔御内書45〕（紀伊42）

今度路次中無異儀就帰国、被差越使者、殊其国之鯁一箱被相贈之、欣然此事候、委曲酒井雅楽頭可申候、謹言、

（忠世）

八月七日 家光御書判

（徳川頼宣）

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。本文に「今度路次中無異儀就帰国、被差越使者」とあることと、頼宣が寛永四年は在国、寛永五年は七月半ばに和歌山着、寛永六年は在国、寛永七年は六月二日和歌山着、寛永八年は在国であることからすれば、寛永五年か七年のものであるが、日時からすれば寛永五年である可能性は高い。

十一月二十八日付の紀伊47は年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永八年以前のものである。本文に「遠境被入念候段」とあることから頼宣は在国である。頼宣は、十一月二十一日に国元を出発する寛永六年八年を除けばいずれも在国であり、年を特定することはこれ以上は困難である。

〔御内書46〕（紀伊54）

長福丸当地参府之儀、寒氣節遠路被差越之段、寔懇慮之至、欣悦候、猶酒井雅楽頭可申候、謹言、

（江戸）

（忠世）

十二月廿七日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永三年以降寛永十年以前のものである。本文に「長福丸^(江戸)当地参府之儀」とあることと、『東武実録』⁽⁸⁴⁾寛永七年十二月二十七日条に「紀伊大納言頼宣卿ノ男長福丸江戸参府ニ依テ甚寒ノ節無事ニ下著悦ヒ思召スノ由御内書ヲ頼宣卿ニ賜ル」とあることが符号することから、この御内書は寛永七年のものである。なお、尊敬表現の部分が「欣然候」と薄礼化後の表現になっているが、その直前に「寔懇慮之至」とあり、厚礼が担保されている。

〔御内書47〕(紀伊60)

就上洛被差越使者、殊梨地之鞍・鎧百口被相贈之候、雖然今度者惣様無用之由申付候、委曲酒井雅楽頭可述候也、謹言、
(忠世)

六月四日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永四年以降寛永十一年以前のものである。本文に「就上洛被差越使者」とあることとこの間における家光の上洛は寛永十一年をおいて他にはないことから、この御内書は寛永十一年のものである。

〔御内書48〕(紀伊61)

就龜山作事、於彼地材木如目錄被相送之、念之入候之段欣然候、猶酒井雅楽頭^(忠世)可述候也、謹言、

八月十九日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永九年あるいは寛永十年のものである。なお本文に「就亀山作事於彼地材木如目錄被相送之」とあるが、関連する記事を「江戸幕府日記」等に見出すことができなかった。

〔御内書 49〕 (紀伊 74)

就帰国、被差越使者、歓悦候、先日於参州吉田風雨之处、無事被相着之由珍重候、猶土井大炊頭可述候、謹言、

(利勝)

九月朔日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永十一年以降寛永二十年以前のものである。本文に「就帰国被差越使者」とあり、頼宣はこれ以前に帰国している。この間の頼宣の帰国は、寛永十一年は八月十日和歌山着、寛永十二年は八月十六日和歌山着、寛永十三年は八月七日和歌山着、寛永十七年は六月七日和歌山着であり、このいずれかの年のものである。さらに「江戸幕府日記」寛永十三年九月一日条に「紀伊大納言殿使者久野三郎左衛門於御座間御目見、是今度帰国ニ付而也」また同日条に「紀伊亜相江御内書被遣之訖」と御内書の日時とが符号することから、この御内書は寛永十三年のものである。なお本文に「於参州吉田風雨之处無事」とあることと「江戸幕府日記」八月五日条の「昨夜亥上刻ヨリ丑刻迄大風頻」とが対応する可能性は高い。

〔御内書 50〕 (紀伊 86)

鷹之白鶴被相送候、於其国者稀成之处、今度始而被執之由、珍相覚欣悦候、猶土井大炊頭可述候、謹言、

(利勝)

十二月六日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

大納言殿

この御内書は年代推定の諸前提から寛永十一年以降寛永二十年以前のものである。本文の「鷹之白鶴被相送候」と「江戸幕府日記」寛永十二年十二月六日条の「紀伊垂相鷹之白鶴進上、使者被召出云々」との記事とが符号することから、この御内書は寛永十二年のものである。

〔御内書51〕(紀伊116)

旧冬於勢州鷹場少過有之由、昨晚相聞候、如何無心元候、依之水野小十郎差越候、^(元吉)四月遷宮前之儀候間、別而療治肝要之事候、委曲使者口上申含候、恐々謹言、

正月朔日 家光御書判

(徳川頼宣)

紀伊

大納言殿

頼宣の大納言任官の寛永三年以降の書止め文言は「謹言」であるが、この御内書では「恐々謹言」となっており矛盾がみられる。そこで、この点はひとまずおき、内容から年代を推定することにする。本文の「旧冬於勢州鷹場少過有之由、昨晚相聞候、如何無心元候、依之水野小十郎差越候」と「江戸幕府日記」寛永十三年一月一日条に「紀伊垂相於勢州鷹場旧冬依有過之為 上使水野小十郎被差遣并御内書被遣遣之也」^(ママ)とある記事とが符号することから、この御内書は寛永十三年のものである。また、本文中に「四月遷宮前之儀」とあるのは寛永十三年の日光東照宮の遷宮を指してのことと推定される。では、書止め文言に厚礼な「恐々謹言」が何故に用いられたのかを検討しておこう。後述する蜂須賀蓬庵の例であるが、本

来であれば黒印状が使用されるはずのものが、寛永七年十二月二十一日付の蓬庵の「所勞」を見舞った家光の御内書には花押が据えられており、また寛永十九年に国元若狭小浜に帰国した酒井忠勝に使者を遣わしたときの御内書では、少将宛には黒印状が用いられるはずのものに花押が据えられているように、厚札な書札札が用いられている。この紀州116も同様なものと考えておきたい。

〔御内書52〕（紀伊117）

〔直治〕
安藤飛驒守令死去之由、不及是非事候、可被存不便被察入候也、謹言、

九月十四日 家光御書判

（徳川頼宣）

紀伊

大納言殿

この御内書は、本文に「安藤飛驒守令死去之由」とあることと安藤飛驒守直治が寛永十三年九月二日に紀伊で死去したこと⁽⁸⁵⁾から、この御内書は寛永十三年のものである。なお、「江戸幕府日記」寛永十三年九月十四日条に「安藤飛驒守死去二付、紀伊亜相江御内書被遣之」とある。

〔御内書53〕（紀伊118）

修理事、俄煩出死去、不及是非儀候、因茲水野下総守差越候、寔心底之程察入候、謹言、

十一月十九日 家光御書判

（徳川頼宣）

紀伊

大納言殿

この御内書は、本文に「修理事俄煩出死去」とあることと「江戸幕府日記」寛永十三年十一月十九日条の「紀州へ為上使

表14 家光花押自筆御内書等

NO	年 号	月	日	書 出 し	尊 名	乗 原	花 押	奉 者	宛 名	
井伊 1	(寛永12)	2	27	書物ひけん候もんこん	恐	家光	原	37×60	—	井伊かもんゑ
井伊 2	(慶安3)	8	10	今度は大そうなる煩に	か	家光	原	61×101	—	井いかもんノかミとのへ
井伊 3	(寛永11)	8	16	道中天氣能廿日二者江	謹	家光	原	26×53	—	井伊掃部ゑ
井伊 4	(寛永16)	11	27	ゆる——とたかをつか	か	ナシ	原	35×66	—	井伊掃部ゑ
酒井 1	(寛永18)	7	5	此天下の義ハこんけん	候	家光	原	27×62	—	さぬきの守ゑ
酒井 2	(寛永19)	9	19	其許江相越緩々仕置等	也	ナシ	原	44×83	—	若狭侍従とのへ
酒井 3	(慶安2)	11	14	一ようせうの時初て古	候	ナシ	原	34×65	—	さぬきノかミとのへ
酒井 4	(寛永10)	11	25	今度わつらいにつき人	也	家光	原	42×77	—	酒井さぬきの守とのへ
蜂須賀 1	(寛永7)	12	6	所勞之由如何無心許覚	也	ナシ	原	39×60	雅楽	蓬庵
戸田 1	(寛永15)	2	2	一使飛脚にて着候ゆい	以	ナシ	影	A	—	左門／伊豆
保坂 1	(寛永17)	7	12	うちつゝきあつく候そ	か	いへ光	原	B	—	かすかの局
稲葉 1	(寛永20)	—	—	とし月われ——ために	へ	ナシ	原	26×43	—	—

注. 「井伊家文書」「酒井家文書」(小浜市立図書館蔵・東京大学史料編纂所蔵)「蜂須賀家文書」「戸田文書」「近衛文書」により作成。

水野下総守被差遣、御内書被進之、是修理亮依死去也」との記事が符号することにより、寛永十三年のものである。なお修理は、寛永十年に生れ寛永十三年十一月十八日に死去した頼宣の二男である。⁽⁸⁶⁾

第三節 特異な家光花押御内書

第二節では恒例の御内書を中心に書札礼に乗っ取ったものを分析の対象としてきたが、本節では家光自筆のものを中心に恒例の御内書とは異なり、書札礼には必ずしもそぐわない御内書を取上げる。表14はその一覧である。なお、第二節で取上げた寛永十二年一月十六日付伊達政宗宛家光自筆御内書も本来はこの節で扱うべきものであるが、便宜先に触れた。

一 井伊家文書の御内書

井伊家文書には四点の家光花押文書が残されている。

〔御内書54〕(井伊3)

道中天氣能廿日二者江戸へ着候間、心やすかるへく候、いとま之時分いゝ候ことく、江戸へ着候而今年来年之内ニ大キ成仕置共候間、其方も暮ニ被下候様ニと云候へ共、万事談合すへく候間、霜月之末極月之始時分少云候ゑはやく可被罷下候、

(喜多見重勝)
為其喜多味久大夫遣し候、可有其意得候、謹言、

八月十六日家光(花押)

(直孝)
井伊掃部

使用された紙は大高檀紙ではなく、縦三一・八センチ、横四六・四センチの奉書紙であり、据えられた花押は縦二・六七センチ、横五・三センチと小さく、また形は偏平であるがA型に近いものである。家光が將軍である時代を通じて「井伊掃部」に該当する人物は井伊直孝を置いて他にない。直孝は慶長十年四月十六日從五位下掃部頭、慶長二十年閏六月十九日從四位下侍從、寛永三年八月十九日少將、正保二年四月二十一日正四位上中將に叙任されるが、⁽⁸⁷⁾官途の変遷からは御内書の時期を狭めることはできない。そこで文頭に「道中天氣能廿日二者江戸へ着候間」とあることに注目し、家光の行動をみると比較的長期に江戸を離れるのは、上洛・日光社参・川越行がある。このうち川越行は、江戸まで一日行程であり、十六日付の書状で「廿日」に江戸着の予定と報じるには無理がある。また日光社参については寛永二年が七月、寛永十一年が九月、それ以外はすべて四月であることから、八月十六日に家光が「道中」にあることは不可能である。残るは上洛のみとなる。家光の上洛は、元和九年、寛永三年、寛永十一年の三度である。元和九年は閏八月八日に京都発、同二十四日江戸着、寛永三年九月二十五日京都発、十月九日江戸着、寛永十一年は八月五日京都発、同二十日江戸着であり、「道中天氣能廿日二者江戸へ着候間」の条件を満たすのは寛永十一年を置いて他になく、この御内書は寛永十一年のものとなる。さらに、文中で「少云候はやく可罷下候」と家光が直孝に命じていることからすれば、直孝はこの段階では国元彦根にいたことになるが、この点も問題はない。直孝は、寛永十一年六月二十日に江戸を発ち七月六日彦根着、二日後に彦根を発ち、十一日に京都着、約一ヶ月在京し、八月五日家光に供奉して東海道を下り、八月九日熱田に着き、そこで家光から国元への暇を得て、十日に熱田を発ち、八月十六日に彦根に到着、十一月に彦根を発ち、十二月二十三日以前に江戸に参勤している。⁽⁸⁸⁾なお中村不能

齋採集文書⁽⁸⁹⁾でもこの御内書を寛永十一年のものとしている。

〔御内書55〕(井伊1)

書物ひげん候、もんこんいろくねん入候事一入まんそく此事候、其方事何様にみ、二たち申候ともちきにたつね可申候間、こゝろやすくあるへく候、恐々かしく、

二月廿七日家光(花押)

(披見)
(文言)
(満足)
(心 安)
(直孝)
(掃部直孝)
井伊かもんぬ

使用された紙は大高檀紙であり、据えられた花押はA型である。このことから本御内書は、寛永六年以降寛永十六年以前のものである。さらに直孝が幕政に参与するのは寛永八年十二月以降のことであることと文面から本書状は寛永九年以降寛永十六年以前のものとなる。さらに『寛政重修諸家譜』の直孝の項に「(寛永)十二年二月二十七日御書をたまひ、何様のことたりとも言上せむには、御直にきこしめさるべきむねおほせ下さる」とあること⁽⁹¹⁾から、この御内書は寛永十二年のものである。なお、中村不能齋採集文書でもこの御内書を寛永十二年のものとしている。

〔御内書56〕(井伊4)

ゆるくたかをつかい食事^(す脱力)もすミ、いよく気色よきよしき、候て一たんの事とおもひ候、まへか^(其方)とよりそのほうのきしよくにハ、いよくたかなとつかい身をもミ候てよく候ハんとおもひ候とをりに、きしよくほんふく^(本復)なられ候よしまんそくにおもひ候、やかてかゑられ候ハんま、たいめんす^(対面)へく候、かしく、

十一月廿七日(花押)

(直孝)
井伊掃部ぬへ

使用された紙は縦三五・六センチ、横五二・七センチの奉書紙で、据えられた花押は縦三・五センチ、横六・六センチと

形状とともにA型に近く、このことからすれば本御内書は寛永十五年以前のものとなる。文頭に「ゆる〜とたかをつかい」
 「やかてかゑられ候はんまゝ、たいめんすへく候」とあることから、この書状の出された十一月二十七日には直孝は、江戸を
 はなれ鷹野に出ていることが確認できる。そこで、直孝の鷹野に出た記事を「井伊直孝の居所と行動」から拾ってみると、
 十一月二十七日に江戸を離れ鷹野に出ていたのは寛永十五年以前には確認できず、範圍を広げて探してみると「江戸幕府日
 記」寛永十六年閏十一月五日条に「去頃御暇ニ而鷹場へ相越、依帰参御目見」とあり、本文とほぼ符合し、この御内書は寛
 永十六年のものと推定される。ここで注意しておきたいことは寛永十六年になってもA型そのものではないがそれに近い花
 押が使用され続けていることである。この点については後に検討することとする。なお、『寛政重修諸家譜』の直孝の項に
 「〔寛永十五年〕十一月老職松平伊豆守信綱を御つかひとし、やまひをやしなふべしとて、鷹場にゆくといとま賜はり、弟鷹
 一据をたまひ、かつ侍医をそへらる。翌日この事を謝したてまつり、當にのぼるのとき、御前にめされ、鷹据の巢鶴をたま
 ひ、二十七日かの地にをいて放鷹し、氣力愈快復せし事御喜色におぼしめさるゝむね、御自筆の御書を下さる」と、この御
 内書を寛永十五年のものとしている。しかし、寛永十五年十一月二十七日に直孝は翌二十八日に催される二丸での茶会への
 相伴を命じられ、翌日その会に出席しており、⁽⁹²⁾文面とは矛盾し、『寛政重修諸家譜』がこの御内書を寛永十五年とする主張
 は成り立ちがたい。

「御内書57」(井伊2)

今度は大そうなる煩にて候ところに、^(道安・武田信重)とうあん^(薬)くすりさうおうにてさつそくけんきをえられ候由まんそくに候、いよ
 〱此上ゆたんなくやうしようかん用に候、かしく、^(油断)^(養生)^(肝要)

八月十日家光(花押)

(井伊掃部頭直孝)

井いかもんかミとのへ

使用された紙は大高檀紙であり、据えられた花押は縦六・一センチ、横一〇・一センチのB型花押に近いものである。このことから本御内書は寛永十六年以降、家光の死去する慶安四年までのものである。この間直孝が八月ごろに大病を煩ったのは、正保三年、慶安二年、慶安三年の三度である。文中に「(道安・武田信重)とあん(業)くすりさうおうにさつそくけんきをえられ候由」とあることに注目し、関連の史料を求めると、「先月十一日より半井亀安法印御薬被召上候得共御同前二付、当月三日より武田道庵御薬御用被成、御当被成候儀も無御座候間、御相応、連々御本復可被遊と目出度存候」とある慶安三年七月六日付国元彦根の所藤内他六名宛の井伊直澄書状(93)があり、両者の記事が符合することから、この御内書は慶安三年のものである。なお、「江戸幕府日記」慶安三年八月十日条に「井伊掃部頭江為上使中根老岐守被遣之」とあるのはまさにこの自筆御内書が届けられたことに対応する。

二 酒井家文書の家光御内書

酒井忠勝に宛てられたもののうち花押の据えられた文書は四通残されている。このうち二通は現在是小浜市立図書館蔵、他の二通は東京大学史料編纂所蔵である。現在の所蔵先は異なるが、一九一三年に作成された影写本「酒井文書」(94)にはこれら四点すべてが収載されていることから、本来は一体のものであった。酒井1・酒井3は、現在東京大学史料編纂所蔵のものであり、この二点については山本博文氏が「新発見の小浜酒井家文書」(95)において検討を加えておられ、その成果に従いたい。

「御内書58」(酒井1)

此天下の義ハ (権現)こんけん様御ほねをおられ、(鉾先)ほこさきにて御納被成候て、(台徳院)たいとく院殿ちんきにて御あつかせられ、
(中略) 万事思る、義をハ、心ていをのこさすよしあしくにかまいなく、たんこうの心もちせんに思る、

七月五日家光(花押)

(酒井讀岐守忠勝)
さぬきの守ぬ

この御内書は、内容からは年代を特定することはできないが、その包紙に「寛永十八年巳ノ七月五日 御自筆之御内書 当日卯」とあり、糊封の部分に「封」の文字と忠勝の黒印とが捺されており、これらの記載・処置は御内書を受け取った時点でのものと推測され、寛永十八年のものとみなしえる。なお、使用された紙は二紙で、それぞれ縦四〇・五センチ、横五六・三センチと小型であり、据えられた花押は縦二・七センチ、横六・二センチと小さく、形状は偏平ではあるがB型に近いものである。

〔御内書59〕(酒井3)

一ようせうの時、初て古備後守ヲたいとくい院様よりつけさせられ、うちつ、きさぬきノ守をつけさせられ、父子とも
(幼少) (酒井忠利) (台徳院・秀忠) (讀岐守・酒井忠勝)
になしみふかき事、

一さぬきノ守義は、万事おもて内義ともに少もこころをのこさす、た、今までめしつかわれ、其身の心中をも見と、け
(心)
候ゆへ、年月久しき義にて候へとも、少のさ、ハリなくめしつかわれ候事、

一大納言へのこゝろ入の事、
(徳川家綱)

一諸事万たん御しをきのたんここの時の事、
(仕置) (談合)

一そはにめしつかひ候者共、世間の取もちの事、

一万事しをきにつき、存より候とをり申上候はん事、

一我身としより候にさうおうせさる奉公ふりの事、
(年寄) (相応)

一かん用のもとの所を申きかすへき事、
(肝)

右の一書之通、くわしき事ハ口上に祖心に仰きかせ候、申ふくめ候、

霜月十四日（花押）

（酒井讃岐守忠勝）

さぬきノかミみとのへ

この御内書もまた内容からは年代を特定することは困難であるが、その包紙に「慶安二年丑ノ霜月 祖心御使ニて被下候御書也」⁽⁹⁶⁾とあり、糊封の部分に「封」の文字と忠勝の黒印とが捺されており、これまた御内書を受け取った時点でのものと推測され、慶安二年のものともみなしえる。なお、使用された紙は、縦四五・五センチ、横六二・三センチの大高檀紙であり、据えられた花押は縦三・四センチ、横六・五センチと少し小さいが、形状はB型に極めて近いものである。

〔御内書60〕（酒井2）

猶々爰元敦々息災ニ候間可心易候、以上、

其許江相越緩々仕置等申付、此方有之従時分気力能候之由相聞満足候、弥其通候哉、依之差遣加、爪甲斐守候、然者如令存就日光之儀久々殺生無之、昨日初鷹狩之雁并鉄砲之雁送遣之候、可令為悦与思食候、爰元何茂息災候間可心易可存候、

委細相含口上候也、

九月十九日（花押）

（酒井忠勝）

若狭侍従とのへ

この御内書は、宛名に「酒井侍従」とあり、忠勝の侍従任官が寛永九年十二月一日、少将への昇進が寛永二十年十一月四日であることから、寛永十年以降寛永二十年以前のものである。⁽⁹⁷⁾文中に「差遣加々爪甲斐守候、（中略）昨日初鷹狩之雁并鉄砲之雁送遣候」とあることと、「江戸幕府日記」寛永十九年九月十九日条に「御狩之雁二羽酒井讃岐守へ被下之、上使加々爪甲斐守、当時依在国、今朝揚鞭云々」とあることが符号することから、この御内書は寛永十九年のものと確定する。

なお、使用された紙は、縦四五・〇センチ、横六一・三センチの高大檀紙であり、据えられた花押は縦四・四センチ、横八・三センチと下線部分が少し短い、形状はB型に近いものである。

〔御内書61〕（酒井4）

今度わつらいにつき人にかわりはんし（万事）の儀、身しつよりおもひ入候とおりまんそくにおもひ候、其方心中見つけ候上ハ、よろつの仕置のきわまりはたんかうおくそなくすべく候、すこしも心おかすおもひ候とおりにひきかせべく候、其方の儀八まんしよさいすましく候、いよ／＼此上ハおもひ候事おくそなくこんしやう申されべく候也、（言上）

十一月廿五日家光（花押）

酒井さぬきの守とのへ（讃岐・忠勝）

使用された紙は縦三九・六センチ、横五六・六センチの奉書紙である。この自筆御内書は、『古文書時代鑑』⁽⁹⁸⁾に「徳川家光自筆書状」の名で収録されており、その解説で寛永十年のものと推定されている。解説では「寛永十年九月、徳川家光病あり、十月に入り、一度平癒を見たりしが、中旬より再び重態に陥る、明正天皇を始め奉り、後水尾上皇、東福門院、深く御心を悩ませられ、其快癒を祈らせ給ふ、十一月下旬に至り、漸く恢復することを得たり、爰に掲ぐる家光自筆の書状は、蓋この時、酒井讃岐守忠勝に與へしものなるべく」と年代推定の根拠を示している。

これに対し、年代推定に疑問をもった筆者は、本書状を『小浜市史 藩政史料編二』⁽⁹⁹⁾に収めるにあたって「慶安三年カ」として収録した。その根拠は、家光の病状が寛永十年十一月二十五日段階には快復の様子がうかがえるものなの十分ではなかったことによる。しかし、以下の点から慶安三年とする推定は成り立たないことが明かとなった。第一点は、据えられた花押は、縦四・二センチ、横六・九センチとA型花押よりかなり大きいものの形状はA型に近いものであり、寛永十五年以前のものと考えざるを得ないことである。第二は、書風である。この御内書の書風は、慶安二年の酒井忠勝宛家光自筆御

内書（酒井3）、慶安三年の井伊直孝宛家光自筆御内書（井伊2）と比較すると大きく異なり、むしろ寛永十二年の伊達政宗宛自筆御内書（伊達6）、寛永十一年の井伊直孝宛自筆御内書（井伊3）、寛永十二年の井伊直孝宛自筆御内書（井伊1）と極めて似通っている点である。第三は、本御内書の包紙にみえる記載である。現在、この御内書は軸装され、包紙は失われているが、東京大学史料編纂所が一九一三年に作成した影写本には、内包紙とさらにそれを包んだ外包紙が影写されている。内包紙は、その封じ目に家光の花押が据えられており、御内書を包んだ原包紙であったことが分かる。外包紙には「寛永十一 御自筆之御内書」とあり、糊封の部分に「封」の文字と忠勝の黒印とが捺されている点である。酒井1、酒井3と同様に考えればこの御内書は寛永十一年のものということになる。しかし、この包紙には月日の記載はなく酒井1・3とは異なっている。さらに寛永十一年の家光の動向を窺うと、七月に上洛、八月に帰府、ついで九月には日光社参を行い、十一月ころに煩った様子はなく、「今度わつらいにつき」という本文冒頭の内容と齟齬する。

ではいつのものか。家光による政治が本格的に始った寛永九年からB型花押が現れる以前の寛永十五年までの各年における十一月末の家光の様子をみることにしよう。

寛永九年、「江戸幕府日記」によると家光が煩った様子は無い。寛永十年は、九月十四日晚より「虫氣」となり、十月始めに一時的に快復するが十月半ばには「若御大事も御座候ハ、御譲之儀迄被仰様御座候由」と取沙汰されるほどの病状に陥る。十月二十六日には「江戸幕府日記」は「上様御不予御快然」と記すが、そのあとには家光「御不例」の記事が続き、十一月二十一日になっても「諸大名登城、御不予余義タルニ依而也」とあるようになお十分な快復をみていない。しかし、同二十六日には保科正之等を御座間に召し鷹の雁を与え、限られたものたちとではあるが対面している。⁽¹⁰¹⁾とはいえなお十二月になっても一日、十五日の定例の御目見に家光は出座していない。寛永十一年についてはすでに述べた。寛永十二年十三年ともに、「江戸幕府日記」等によれば家光が十一月ころに煩った様子は無い。寛永十四年は、一月に発病、その後容易

には快復せず、九月末に十分なものではないが一応の快復をみる。その後、家光は酒を控え盛んに鷹野へ出るなどして養生を続けるものの、表への出座は翌年にいたってもなされなかった。十四年十一月九日、島原の乱の報が江戸に到達するが、このころより家光は政務を再開する。寛永十五年の家光は、前年からの病の養生に努めるが、十一月ころに特に煩った様子はない。⁽¹⁰²⁾

こうしてみると、この書状の文頭にある「今度わつらいにつき」という文言に最も相応しい年は、『古文書時代鑑』の解説がいうように寛永十年が適当であり、本御内書は寛永十年のものと推定される。

三 蜂須賀家文書

「御内書64」(蜂須賀1)

所勞之由、如何無心許覺候、寒氣之節無油斷療養專一候、猶酒井雅樂頭可述候也、^(忠世)

十二月六日(花押)

^(蜂須賀家政)
蓬庵

この御内書は、奉者が酒井忠世であることから元和九年以降寛永十年以前のものである。本文の「所勞之由」に注目し、蓬庵と親交の深かった崇伝の日記から蓬庵の煩いの様子を拾ってみると、寛永八年一月二十一日条に江戸の崇伝に宛てられた寛永七年十二月二十一日付の蓬庵書状が書き留められており、そこには「先月中旬比、俄虫指発、致迷惑候キ、⁽¹⁰³⁾阿波守種々養生申付、早速致本復候、可被安尊慮候、寔加程故、両上様立御耳、不便被思召由上意二而被成下御内書候(中略)、追而此度將軍様御書判頂戴仕候」とあり、蓬庵の病氣とともに將軍家光から「御書判」を「頂戴」したことが記されている。すなわち、いま問題にしている御内書の日時、内容ともこの記事に符合しており、この御内書は寛永七年

のものであることが確定する。なお、この御内書には縦三・九センチ、横六・〇センチの花押が使用されている。

四 戸田文書

〔御内書65〕（戸田1）

一使飛脚にて着候、ゆいきかせ候通二其元日にちのひ候儀ハくるしからす候まゝ、ゆるゝとゆい付、諸軍勢もそこねさるやうに可申付事、

一其元日にちもこみ候ハ、諸軍勢のうちにもきりしたん多ク可有まゝ、其心もち無油断可存候事、味方の義をも先へ能つうし、先二てたてしり候はんまゝ、其心もちをもち万事しをき堅可申付候事、

（八ヶ条中略）

二月二日（花押A）

（戸田氏鉄）

左門

（松平信綱）

伊豆

この文書は戸田氏鉄・松平信綱に宛てられた自筆の御内書である。第二条に「其元日にちもこみ候ハ、諸軍勢のうちにもきりしたん多ク可有まゝ」とあるように島原の乱にあたつてのものであり、戸田氏鉄・松平信綱が島原に派遣されたのが寛永十四年十一月二十七日⁽¹⁰⁵⁾、両人が江戸に帰還したのが寛永十五年五月十二日であることから、本御内書は寛永十五年⁽¹⁰⁶⁾のものである。なお、A型の花押が使用されている。

五 保坂潤治氏所蔵文書

〔御内書62〕（保坂¹⁰⁷1）

又――かしく、

うちつ、きあつく候、そくさいに候や、心もとなくおほしめし、^{（蟻川喜左衛門）}にな川きさへもんさしこし、ならひにまき物三百つか

ハし候、^{（氣色）}きしよくいよ――よく候あいた、心やすかるへく候、まつ――^{（禁）}きん中かたあいかはるきこれなく候や、きかま

ほしく候、なを口上二申へく候、めてたく、かしく、

七月十二日いへ光（花押B）

^{（春日）}
かすかの局

本文に「^{（蟻川喜左衛門）}にな川きさへもんさしこし、ならひにまき物三百つかハし候」とあることと、「江戸幕府日記」寛永十七年七月

十一日条に「春日局去比令上洛付而為上使蟻川喜左衛門を以卷物三百被遣之」とあり、また十二日条に「春日局へ為御使蟻川喜左衛門被遣之付而御伝馬御朱印并黄金御帷子等被下之」とあることが符号することより、本御内書は寛永十七年のものである。なお、据えられた花押はB型花押である。

六 稲葉家文書

〔御内書63〕（稲葉1）

^{（年）}とし月われ――ために、^{（業）}くすり事もき、^{（息災）}そくさいなるやうとのりうくわんに、^{（立願）}くすりもたへす候、^{（死後）}されともしこにお

よひたへさせ候事、^{（身）（養生）}そのミやうしやうにてたへ申候とうりにてハなく候、^{（今度）（竹千代）}こんとたけちよきあいニせいおつくし、また

候や^{（其方）（不慮）}そのほうふりよのきも候へハ、^{（彼是）（苦勞）}かれこれくろうおもつくす事に候ま、そのうへハせいもつきわれ――^{（命）}いのちもつ

き候へハ、天下のため身のために候ま、このたひくすりおたへ、いのちおのはし候か大きな^{（孝行）}こう――にてあるへく

候ま、とくしろにてもやとにてもくすりたへ、そのうへのほうかうの心もちハあるへく候ま、くすりのまさるより
ハため申ほうかうたるへく候、このことはおむにいたしくすりたへさるにおいてハ、はてたるのちまてもと、かさる物
とおもふ可候ま、そのこゝろへあるへく、

(花押)

本書状には、年月日も宛名もない。宛名については、この文書の末尾が切断されており、もともとなかったのかどうかは
明らかではないが、伝来と内容からして家光の乳人である福、春日局であることは疑いない。出された日時については、
『寛政重修諸家譜』の稲葉家の項に「この月(寛永二十年九月)大猷院殿親筆を賜ひ、ふたゝび薬餌を用ふべきむね仰下さる」とあること
に従えば寛永二十年九月となる。この推定は、本文中にみえる「竹千代」(家綱)(109)の誕生が寛永十八年八月三日であること、それ
以降春日局が死去直前まで特に煩った様子がないことから、納得できるものである。ただ、この文書に据えられている花
押は、この時期にみられる花押とは異なり、どちらかといえば秀忠の花押に近いものである。なお、花押の大きさは、縦
三・六センチ、横四・三センチとこの時期のものとしては少し小型である。

注

- (1) 「瀧山寺文書」。
- (2) 拙稿「徳川家光花押文書の研究(一)」(『京都大学文学部研究紀要』第三八号 一九九九年)。
- (3) 東京大学史料編纂所写真帳。
- (4) 浅野光晟は、寛永四年八月二十六日に松平姓を許されるとともに従五位下安芸守に叙任され、寛永九年十月二十九日に遺領を継ぎ、寛
- (5) 「済美録」寛永十五年五月三日条。
- (6) 拙著『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房 一九九〇年)第二章第六節。
- (7) 前掲拙著第三章第六節。

- (8) 「江戸幕府日記」寛永二十一年七月十日条に「土井大炊頭今朝卒去」^(利勝)とある。
- (9) 徳川頼宣は、慶長十六年三月二十日に従三位参議に叙任、元和三年七月に中納言、寛永三年八月十九日に従二位大納言に昇進、寛文七年五月に隠居し、寛文十一年一月十日に死去した(『徳川諸家系譜』二二三七頁)。
- (10) 「権現様台徳院様大猷院様御内書写」(東京大学総合図書館蔵)。「御内書写」と略称し、以下特に注記しない限り、徳川頼宣に関するものは同文書による。
- (11) 「阿波侍従」は、蜂須賀忠英のことで、元和九年九月十日に従四位下阿波守に叙任、寛永三年八月十九日侍従に昇進し、承応元年四月四日に死去した(『寛政重修諸家譜』六一二四三頁)。
- (12) 「蜂須賀家文書」(国立史料館蔵)。以下、特に注記しない限り、蜂須賀家に関するものは同文書による。
- (13) 「土佐侍従」は山内忠義のことで、慶長十年七月一日従五位下対馬守、同年十一月十三日家督を継ぎ、慶長十五年閏二月十八日に従四位下土佐守に叙任され、松平の称号を許され、寛永三年八月十九日に侍従に昇進し、明暦二年七月三日致仕し、寛文四年十一月二十四日に死去した(『寛政重修諸家譜』一三三〇四頁)。
- (14) 「土佐山内家文書」(土佐山内家宝物資料館蔵)。以下、特に注記しない限り、山内家に関するものは同文書による。
- (15) 「島津家文書」(東京大学史料編纂所蔵)。以下、特に注記しない限り、島津家に関するものは同文書による。なお、「島津家文書」については『大日本古文書 島津家文書』が刊行されているが、一部の御内書が未収録であり、ここでは原本写真を用いた。
- (16) 島津家中納言に任官したのはこの時期では家久以外にはない。なお、家久の中納言任官は寛永三年八月十九日、没年は寛永十五年二月二十三日である(『寛政重修諸家譜』二二三三九頁)。
- (17) 本稿で使用する『本光国師日記』は、特に断らない限り、副島種經校訂『新訂本光国師日記』(続群書類従閑静会 一九七〇年)を用いた。
- (18) 「本光国師日記」寛永七年十月二十九日条に「雅楽殿・大炊殿・伊播州江戸へ御帰国」とある。^{(酒井忠世) (土井利勝) (伊丹康勝)}
- (19) 毛利秀就は、慶長四年十一月十一日従五位下侍従、同年十二月八日従四位下に叙任、慶長十三年九月十三日松平の称号を許され、長門守に改め、寛永三年九月十八日に少将に昇進し、慶安四年一月二十一日に死去した(『寛政重修諸家譜』一〇一二四五頁)。
- (20) 「毛利家文書」(防府毛利報公会博物館蔵)。以下、特に注記しない限り、毛利家に関するものは同文書による。なお、『大日本古文書 毛利家文書』として一部が刊行されているが、この御内書は未収録である。
- (21) 「上杉文書」(東京大学史料編纂所写真帳)。以下、特に注記しない限り、上杉家に関するものは同文書による。
- (22) 上杉定勝は、元和九年二月十三日に従四位下侍従彈正少弼に叙任し、同年五月十六日に遺領を継ぎ、寛永三年八月十九日に少将に昇進し、正保二年九月十日に死去した(『寛政重修諸家譜』一二二二二頁)。
- (23) 「細川家文書」(東京大学史料編纂所写真帳)。以下、特に注記しない限り、細川家に関するものは同文書による。
- (24) 細川忠利は、慶長五年八月二十日内記を称し、慶長十年四月八日従

五位下侍従に叙任、その後も内記を称し、元和六年末に封を継ぎ、元和八年十二月二十三日に越中守に改め、寛永三年八月十九日に従四位下少将に昇進し、寛永十八年三月十七日に死去した（『寛政重修諸家譜』二一三〇八頁）。なお、細川忠利の元和八年十二月二十三日の越中守任官については前掲拙稿を参照。

(25) 細川忠利のこの時期の居所については『大日本近世史料 細川家史料』のその時々注記がなされている。以下、『細川家史料』等によつて本稿に必要な限りで忠利の居所の概要を記しておく。元和七年十二月十四日江戸着、元和八年は在江戸、元和九年五月半ば江戸発、六月一日以前に京都着、同年閏八月一日に京都を發つて小倉に向かい、寛永元年三月六日に小倉を出るまで在小倉、同年四月八日に江戸着、寛永二年五月はじめに江戸を發ち五月二十八日に小倉着、寛永三年五月十三日に小倉發京都へ、九月二十九日京都發、十月十七日小倉着、寛永四年二月五日小倉發、二月二十八日江戸着、同十一月十四日江戸暇、十二月十八日小倉着、寛永五年十一月二十五日小倉發、十二月十八日江戸着、寛永六年十一月六日江戸發、十二月五日小倉着、寛永七年十一月五日小倉發、十一月晦日江戸着、寛永九年二月十日江戸發、三月四日小倉着、九月十三日小倉發、十月三日江戸着、十二月六日小倉發、十二月九日熊本着、寛永十年九月十二日熊本發、十月十日江戸着、寛永十一年六月ころ京都在、九月末熊本へ、寛永十二年一月十六日熊本發、二月十四日江戸着。

(26) 『細川家史料』九一三六六号。

(27) 松平文庫（福井県立図書館寄託）。

(28) 松平忠昌は、元和元年一月十二日に従四位下侍従伊予守に叙任し、寛永三年八月十九日に正四位下参議に昇進し、正保二年八月一日に

死去した（『徳川諸家系譜』四一〇）。

(29) 東京大学史料編纂所写真帳。

(30) 「江戸幕府日記」『沢庵和尚書簡集』（辻善之助編註 岩波書店 一九四三年）。

(31) 東京大学史料編纂所蔵。

(32) 拙稿「徳川家光の居所と行動」（『近世前期政治的主要人物の居所と行動』京都大学人文科学研究所 一九九四年）参照。

(33) 島津11は『島津家文書』九四八では年代を推定しておらず、『後編薩摩旧記雜録』は寛永四年のものとす。島津12は未収録、島津13は『島津家文書』九三九では年代を推定していない。『後編薩摩旧記雜録』は寛永六年のものとす。島津14は『島津家文書』九二三 は年代を推定していない。

(34) 『島津家文書』八九六の注記には「元和十年若シクハ寛永二年ノモノナルベシ」とある。

(35) 元和九年閏八月に京都から国元鹿兒島に歸り（元和九年閏八月二十四日付中山王宛島津家久書状に「去年冬以来令在江戸、当年夏公方様致供奉上洛之故、漸頃暇明歸国快然候」『後編薩摩旧記雜録』七六とある）、元和九年十一月ころに鹿兒島を發つが、途中で越年しようやく四月十二日に江戸に着き（元和十年四月十四日付島津家久宛井上正就書状に「旧冬御国御立被成候へ共、海上荒申候故、途中二而被成御越年、其上少御差合御座候付而御遠引被成、一昨晩当地御着之由御太儀共奉存候」『後編薩摩旧記雜録』七七とある）、寛永二年は在府、寛永三年一月始めに江戸發、三月一日に鹿兒島着（寛永三年三月二十五日付中山王宛家久書状に「今月朔日漸令歸国訖、然者当夏兩御所様就御京上從爰許茂又々急度致上洛」『後編薩摩旧

記雜録』七八とある)、同年秀忠・家光の上洛にあわせて五月二十日ころ鹿兒島発(寛永三年五月十八日付細川忠利披露状「嶋津殿(中略)などハ、五月廿日二国を被立候由候」『細川家史料』九一・二〇七とある)、八月九月は京都滞在、十月始めに国元へ(寛永三年九月二十六日付細川忠興書状に「嶋津殿も御暇候而(中略)五六日之内二可為下国由候つる」『細川家史料』二一・四九九)とある。

(36) 『島津家文書』九一二。

(37) この御内書は『島津家文書』九〇二として収録されているが、年代推定はない。一方、『後編薩藩旧記雜録』はこれを元和七年のものとするが、奉者が忠世であることから誤りである。

(38) 京都大学文学部古文書室写真帳。

(39) 『後編薩摩旧記雜録』七六。

(40) この御内書は『島津家文書』九〇四では「元和十年若シクハ寛永二年ノモノナルベシ」とする。なお『後編薩藩旧記雜録』は元和七年のものとするが奉者が忠世であることから誤りである。

(41) 『島津家文書』九三〇では年代推定はなされていない。一方『後編薩藩旧記雜録』は寛永六年のものとしている。

(42) 『島津家文書』九一八では年代推定はなされていない。

(43) 『島津家文書』九三六では年代推定はなされていない。『後編薩摩旧記雜録』は寛永六年のものとする。

(44) 中納言任官後の家久の居所は、寛永三年十月初旬に京都を発ち国元へ帰り、寛永四年十月十九日鹿兒島発(『後編薩藩旧記雜録』七九)、十一月下旬江戸着(『後編薩藩旧記雜録』七九)、寛永五年九月十九日江戸発(寛永五年九月二十五日付ふくろ又五郎宛島津家久書状に「江戸を此十九日□□らつたち共廿五日いませ来てまいり(中略)

ふしミ大坂へ四五日もゐ候」『後編薩藩旧記雜録』七九とある)、翌寛永六年は在国、寛永七年一月三日鹿兒島発(『後編薩藩旧記雜録』八一)、三月九日江戸着(寛永七年三月十四日付細川忠興書状に「嶋津殿去九日二著府二候」『細川家史料』三・七九七とある)、寛永八年五月二十四日暇が出(江戸幕府日記「同日条に「松平大隅守御暇」とある)、七月五日鹿兒島着(『後編薩藩旧記雜録』八二)、寛永九年二月十八日鹿兒島発(『後編薩藩旧記雜録』八四)、四月二日江戸着(寛永九年四月十八日付細川忠興書状に「嶋津殿去二日当地へ著」『細川家史料』七・一七四七とある)である。

(45) 『島津家文書』九二二では「寛永四年若シクハ同六年ノモノナラン」とし、『後編薩摩旧記雜録』は寛永四年のものとする。

(46) 『島津家文書』九四一では年代推定はなされていない。『後編薩摩旧記雜録』は寛永六年のものとする。

(47) 『島津家文書』九三四では年代推定はなされていない。『後編薩摩旧記雜録』は寛永五年のものとする。

(48) 島津18は『島津家文書』九二九、島津19は『島津家文書』九一七、島津20は『島津家文書』九四四として収録されているが、いずれも年代推定はなされていない。『後編薩摩旧記雜録』は島津18を寛永4年、島津19を寛永5年としている。

(49) 島津21・22とも『島津家文書』には収録されていない。

(50) 島津24は『島津家文書』九三三では年代推定はなされていない。『後編薩藩旧記雜録』は寛永五年のものとするが誤りである。島津26・島津27は『後編薩藩旧記雜録』に収められているが『島津家文書』には未収録で、『後編薩藩旧記雜録』では島津26を寛永十一年のもの、島津27を寛永八年とするが、この年代比定は奉者から誤っている。

島津28は『島津家文書』九二六では年代推定はなされていない。島津32・33は『島津家文書』九四六、九五一として収められているが、年代推定はなされていない。

- (51) 寛永十一年の正月を江戸で迎え、六月には家光の上洛に供奉し京都へ(『後編薩藩旧記雑録』八七)、閏七月二十日には京都発(『後編薩藩旧記雑録』八七)、八月中旬に鹿兒島着(『後編薩藩旧記雑録』八七)、寛永十二年一月初旬に鹿兒島発(『後編薩藩旧記雑録』八八)、二月下旬に江戸着(『後編薩藩旧記雑録』八八)、寛永十三年五月十六日に江戸発(寛永十三年五月二十一日付兎玉四郎兵衛宛同筑後守書状に「江戸五月十六日御打立被成候而同廿一日浜松へ」『後編薩藩旧記雑録』八九とある)、寛永十四年は在国、寛永十五年二月二十三日に鹿兒島で死去した。

- (52) 『島津家文書』九四九では年代推定はなされていない。『後編薩藩旧記雑録』はこれを寛永八年のもととするが誤りである。

- (53) 毛利4は『毛利家文書』一一〇三では年代推定はなされていない。毛利5・6・7・8・9・10・13は『毛利家文書』には収録されていない。毛利12は『毛利家文書』一一〇九では年代推定はなされていない。

- (54) 『毛利家文書』一〇七六では年代推定はなされていない

- (55) 『寛政重修諸家譜』一〇一四二頁。

- (56) 幻庵の死を悼む秀就宛の家光御内書の日時が寛永二年五月十九日であること、江戸と萩との情報伝達に要する時間からすれば、この御内書はなお寛永二年の可能性も残るが、後述のように恒例の御内書の発給は実際の日付より一・二か月遅いことからすれば、寛永二年の可能性はより少ない。

- (57) 『毛利家文書』一〇七八では年代推定はなされていない。

- (58) 『毛利家文書』一〇七九では年代推定はなされていない。

- (59) 『毛利家文書』一一一三では年代推定はなされていない。

- (60) 第一節注32参照。

- (61) 『毛利家文書』一〇九〇では年代推定はなされていない。

- (62) 毛利秀就は『本光国師日記』寛永五年十月十八日条に「松平長門殿江戸へ上洛、伏見へ直二通候由にて」とあるように、この日江戸より伏見を通過し国許に向かい、寛永六年二月には家光の疱瘡を見舞うために大坂まで出向くが、そこから引き返し、寛永七年七月二十七日には在府(『本光国師日記』寛永七年八月七日条に「松平長門守殿江戸へ七月廿七日之状来」とある)、寛永九年二月七日に帰国の暇がでるまでは江戸にいた(『毛利四代実録』)。

- (63) 第一節注32参照。

- (64) 「御文書写」(仙台市立博物館蔵「伊達家文書」)。なおこの御内書は『大日本古文書 伊達家文書』(以下『伊達家文書』と略称)には未収録。

- (65) 『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会 一九三八年)の記載に従って元和九年以降の政宗の居所を概観しておく。元和九年四月十七日仙台発、同二十五日江戸着、五月十六日江戸発、六月八日京都着、九月三日京都発、九月二十日江戸着、寛永元年四月十五日江戸発、同二十二日仙台着、寛永二年四月十日仙台発、同二十日江戸着、寛永三年五月二十日江戸発、六月十九日京都着、十月十六日京都発、十月晦日江戸着、十一月十日江戸発、同二十日仙台着、寛永四年十二月十三日仙台発、同二十一日江戸着、寛永五年十一月一日江戸発、同十二日仙台着、寛永六年十一月三十日仙台発、十二月

九日江戸着、寛永七年十一月十三日江戸発、同晦日仙台着、寛永八年十一月十二日仙台発、同二十二日江戸着、寛永十年三月二十四日江戸発、土四月三日仙台着、寛永十一年四月三日在江戸（『寛政重修諸家譜』）六月二日江戸発、六月十九日京都着、八月十九日京都発、九月四日江戸着、寛永十二年六月二十九日江戸発、七月九日仙台着、寛永十三年四月二十日仙台発、同二十八日江戸着（『寛政重修諸家譜』）、五月二十四日江戸にて死去（『寛政重修諸家譜』）。

(66) 「御文書写」。「伊達家文書」に未収録。

(67) 「御文書写」。「伊達家文書」に未収録。

(68) 「御文書写」。「伊達家文書」に未収録。

(69) この自筆御内書は『伊達家文書』に収録されているが、現在は仙台市立博物館所蔵の「伊達家文書」中にはない。

(70) 「寛政重修諸家譜」三一六九頁。

(71) 『大日本古記録 梅津政景日記』（東京大学史料編纂所 一九五三年）一九六六年。

(72) 「寛政重修諸家譜」一七一七四頁。

(73) 「加賀藩史料」当該年月日条。

(74) 「古蹟文徴」前印十四（前田尊経閣文庫所蔵）。

(75) 内閣文庫蔵

(76) 「幕府祚胤伝」（『徳川諸家系譜』二一六三頁）。

(77) 注43に同じ。

(78) 徳川頼宣の元和九年以降寛永十年までの居所を概観しておく。元和九年春を和歌山で迎え、七月には京都在（『涼源院殿御記』）元和九年七月十三日条に「江戸大納言様御上洛（中略）御目見之所北第一二尾州紀州両中納言殿」とある、十一月二十六日には和歌山発（『本

光国師日記』元和九年十二月十四日条に「中納言様廿六日和歌山御立」とある、寛永元年正月を江戸で迎え、二月には日光へ（『忠利日記』寛永元年二月十三日条に「紀州中納言様日光へ御参詣被成候」とある）、四月十二日以前に暇（『忠利日記』寛永元年二月十三日条に「紀州中納言様御暇出申候間、御暇乞ニ参申候」とある）、寛永二年十二月二十三日江戸着（寛永二年十二月二十九日付徳川頼宣書状に「去廿三日之夜爰元江参着」『南紀徳川史』とある）、寛永三年六月十一日京都着（『本光国師日記』同日条に「紀伊中納言様御上著」とある）、その後国元に帰り、寛永四年十二月末に江戸着（『本光国師日記』寛永四年十二月二十日条に「紀州大納言様へ路次迄吉兵へを上ル」とある、寛永五年七月初め江戸発（『忠利日記』寛永五年七月七日条に「紀州大納言様朝御立寄被成候」とある）、寛永六年閏二月、家光痘瘡見廻のため藤沢まで出向く（『忠利日記』寛永六年閏二月二十八日条に「藤沢迄参申候（中略）紀州大納言様御飛脚被下候」とある）、十一月二十一日和歌山発（『南紀徳川史』）、寛永七年の春を江戸で迎え、五月十五日江戸発（『忠利日記』同日条に「紀州大納言様御立候」とある）、六月二日和歌山着（『南紀徳川史』）、寛永八年八月大磯まで出向く（『南紀徳川史』）、十一月二十一日和歌山発（『南紀徳川史』）、十二月一日江戸着（『本光国師日記』同日条に「紀伊大納言殿御下向、路次迄吉兵へを遣ス」とある）、寛永十年四月一日江戸発（『南紀徳川史』）、四月十二日和歌山着（『南紀徳川史』）。

(79) 「御当家紀年録」同日条（児玉幸多編 集英社 一九九八年）。

(80) 「史料綜覧」同日条。

(81) 「御当家紀年録」寛永元年条に「洛陽二条城築石壁、尾張黄門・

（徳川頼宣）

（徳川義直）

(81) 紀伊黃門其外西筋領地之御普代御家人勤之」とあり、また『泰重卿記』寛永元年五月二十八日条に「紀國中納言石引普請者参、石引劔覧之事也」とある。

(82) 『南紀徳川史』寛永四年条に「夏浴於有馬温泉」とある。

(83) 『細川家史料』二一五四二頁。

(84) 内閣文庫蔵。

(85) 『寛政重修諸家譜』一七一七一頁に「(寛永)十三年九月二日記伊国において死す」とある。

(86) 『徳川諸家系譜』二一三三八頁。

(87) 『寛政重修諸家譜』二二二九二頁。

(88) 母利美和「井伊直孝の居所と行動」(前掲『近世前期政治的主要人物の居所と行動』所収)。

(89) 東京大学史料編纂所写本。

(90) 前掲拙稿『江戸幕府老中制形成過程の研究』第二章第五節参照。

(91) 『寛政重修諸家譜』二二二九五頁。

(92) 「江戸幕府日記」寛永十五年十一月二十七日条に「明廿八日之朝、於二丸御数寄、紀伊重相・水戸龍作(徳川頼房)へ御口切之御茶被進之、相伴立(立花宗重)・斎・井伊掃部頭被仰付」とあ、また二十八日条に「今朝於二丸御数寄屋、紀伊重相・水戸黄門江御茶被進之、御相伴井伊掃部頭・立斎」とある。

(93) 「井伊家文書」(前掲「井伊直孝の居所と行動」)。

(94) 東京大学史料編纂所影写本「酒井文書」には「東京牛込伯爵酒井忠道所蔵 大正二年五月影写了」とある。

(95) 『東京大学史料編纂所研究紀要』7 一九九七年。

(96) 山本氏は「祖心」の部分を読誤されているが、祖心は家光に仕え

た老女(『寛政重修諸家譜』一九一五五頁)である。

(97) 『寛政重修諸家譜』二二二二頁。

(98) 東京帝国大学史料編纂掛 一九二五年。一九三九年再版にあたり解説には修正が加えられた。一九九七年に覆刻新装版が東京大学出版会より出されている。

(99) 『小浜市史 藩政史料編一』(小浜市教育委員会 一九八三年)四頁。

(100) 寛永十年十月二十二日付細川忠利披露状(『細川家史料』一一一六八八)。

(101) 「江戸幕府日記」同日条に「未刻保科肥後守・松平式部大輔・奥平美作・本多能登守・牧野右馬允・石川主殿頭、御座之間へ被召出、御鷹之鷹一宛被下之」とある。

(102) 前掲拙稿『江戸幕府老中制形成過程の研究』第三章第四節、第四章第二節参照。

(103) 『本光国師日記』寛永八年一月十日条。

(104) 東京大学史料編纂所影写本。

(105) 「江戸幕府日記」寛永十四年十一月二十七日条に「松平伊豆守・戸田左門九州嶋原・天草両所きりしたん蜂起二付而為御仕置可被差遣之旨被仰出之」とある。

(106) 「江戸幕府日記」寛永十五年五月十二日条に「松平伊豆守・戸田左門昨夜依婦参登城」とある。

(107) 東京大学史料編纂所台守写真。

(108) 山城国稲葉家文書(国立史料館寄託)。

(109) 『寛政重修諸家譜』一〇一八四頁。